

平成28年第3回睦沢町議会定例会会議録

平成28年9月8日(木)午前9時開会

出席議員(14名)

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	中村精一	福祉課長	田邊浩一
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	平山義晴
会計管理者	白井実	総務課主査兼 総務班長	中村年孝
総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊	教育長	今井富雄
教育課長	白井住三子	教育課主幹兼 指導主事	吉野清久
選挙管理委員会 書記会長	鈴木庄一	睦沢町農業委員会 事務局局長	平山義晴
代表監査委員	生田昌司		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 伊丹 徳重  
書 記 麻生 健介

---

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1号 睦沢町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 睦沢町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第 4号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 5号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第 6号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
(議案第1号から議案第6号まで一括議題、町長の提案説明まで)
- 日程第10 認定第 1号 平成27年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成27年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
  - 2 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  - 3 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
  - 4 平成27年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
  - 5 平成27年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
  - 6 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (町長及び会計管理者の説明並びに監査委員の審査報告まで)
- 日程第11 報告第 1号 平成27年度睦沢町健全化判断比率について
- 日程第12 報告第 2号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第13 報告第 3号 平成27年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況について

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第3回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

同じく地方自治法の規定による平成28年度第1回定例監査の結果報告並びに例月出納検査結果について、平成28年4月分から6月分までの報告がありました。

次に、平成27年度社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会事業決算監査の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る8月25日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。

内容について、10番、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

ご報告いたします。

去る8月25日に、議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました平成28年第3回睦沢町議会定例会に係る運営等についての協議であります。

今期定例会におきましては、5名の議員から一般質問の通告がされております。議案等につきましては、平成27年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定の他、条例の一部改正、廃止、補正予算なども合わせて8議案、報告3件、選挙管理委員会委員等の選挙であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表をご覧いただきたいと思います。

会期は協議の結果、本日、明日9日の2日間を予定いたしました。

まず、本日の予定であります、最初に一般質問を行い、その後に議案第1号から議案第6号までの6議案を一括上程し、町長の提案説明を予定いたしました。

次に、認定第1号 平成27年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について、町長及び会計管理者の決算内容の説明並びに監査委員の審査報告を予定いたしました。

続いて、本日の予定の最後となりますが、健全化判断比率、農業集落排水事業特別会計資金不足比率並びに奨学資金貸付基金運用状況についての報告を行います。

本日の予定は以上のとおりであります。

あす9日は、最初に一般会計他5特別会計決算に関する総括質疑を行い、その後に決算審査特別委員会の設置を行い、その審査を同特別委員会に付託し閉会中の継続審査としたいと思います。

なお、決算審査特別委員会の構成であります、副議長及び各常任委員会から3名ずつ選出し、計7名による委員で構成したいと思います。

この決算審査特別委員会委員の選任が終わりましてから、休憩中に第1回決算審査特別委員会を開催いたします。続いて議案第1号から1件ごとに順次審議をお願いいたします。

なお、採決の方法は、起立によりお願いをいたします。

最後に、睦沢町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙については、任期満了に伴う選挙管理委員会委員長からの通知によるもので、選挙の方法については、議長からの指名推薦をお願いしたいと思います。

以上が議会運営委員会の決定事項でございます。

議員各位並びに執行部の皆さん方には、スムーズな議事運営が行われますよう格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

---

#### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

夏の猛暑や台風の上陸、また、本日の熱帯低気圧へと変わりましたが、天候の不順がありました。二十四節気の白露を過ぎ、朝夕が涼しく感じられる秋冷の季節となりました。議員各員におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび町民各位の付託をいただきまして、無投票にて2期目の町政運営を担うこととなりました。

町政の基本といたしましては、昨年定めた睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来像である、「住もうむつざわ 行こうむつざわ 「新しいまちのかたち」がここにある」の実現に向けて、五つの政策課題を掲げてスピード感を持って取り組んで参りたいと存じます。改めて、ご指導ごべんたつを賜りたく、お願いを申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、睦沢町立小学校設置条例の一部改正、睦沢町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例、一般会計補正予算等、6議案と人事案件、平成27年度一般会計他、特別会計決算の認定、報告3件でございます。

慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、総務課所管について報告をいたします。

例年、9月の議会定例会にて報告しております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について、過年度分の報告数値に誤りがありましたのでご報告させていただきます。

健全化判断比率は、四つの指標を公表しておりますが、これらの指標のうち今回誤りが見つかったのは将来負担比率でございます。将来負担比率につきましては、地方債の現在高や一部事務組合等の地方債の元利償還金に当てる負担見込額、また、職員への退職手当支給予定額に係る負担見込額等、将来町が負担しなければならない額の標準財政規模に対する割合を求めるものであります。

今回、退職手当予定額に係る負担見込額の算出において、本来除くべき平成26年度末退職者の誤計上及び他団体への派遣職員の計上漏れによります算出根拠となる対象職員が誤っていたことが平成27年度分を作成している過程で判明したもので、これにより平成26年度分の数値について見直しを行い、監査委員にもご報告させていただきました。

具体的な数値の変更は、別添の「財政健全化判断比率（将来負担比率）の誤りについて」

のとおりでございます。お詫びをして訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

今後、このような誤りが生じないよう、内部牽制体制の強化を図り、適正な事務処理に努める所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、まちづくり課所管の睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略政策分野5、町を支える施策を総合的に展開する、の平成27年度実績報告について、本日お示しさせていただきました。

これは先般お聞きいただきました全員協議会の折、総合戦略の四つの政策分野におけるKPIをご報告し、それ以外の部分についても実績をご報告するよう求められましたことから、配付をさせていただきますものでございます。

続きまして、災害関係についてご報告いたします。

8月16日から24日にかけて、台風7号、台風9号、及び局地的な豪雨の影響により、町内各地で被害が発生しました。

被災の状況は、のり面崩壊や倒木等による道路施設への被害が28件、農業用施設の被害が1件となっております。そのうち、町道下之郷野中線、小滝の交差点付近及び町道1172号線、通称一之堰林道につきましては、倒木により通行不能となったことから、全面通行どめといたしました。

また、二次災害の危険性があったことから撤去作業を翌日に行い、作業完了後に開放をいたしました。その他、軽度な倒木につきましては、町職員により撤去作業を実施したところでございます。

なお、今回の被害に係る経費につきましては、本定例議会において補正予算として計上させていただきますいております。また、農業施設、ハウス等の被害報告もありますことから、引き続き被害調査をし、対応に万全を期して参ります。

次に、会計管理者から平成22年1月から10月の間に納付された町税等16件、国民年金保険料13件、合計114万8,390円の納付されたはずの公金を、長生農協臨時職員による、これにつきましては既に指定金融機関である長生農協にて弁済が済んでおります。

この臨時職員によります不正処理問題の経過並びに状況について報告がございました。この件につきましては、平成22年12月17日開催の第4回議会定例会並びに平成23年1月31日開催の議会全員協議会にて報告させていただいておりますが、今回この事件に関与した臨時職員について、平成28年6月6日に業務上横領で起訴され、8月8日判決があり、刑が確定し

た旨、長生農業協同組合代表理事組合長から報告がございました。

この間、指定金融機関である長生農協では、公金の取扱い内部監査担当者、コンプライアンス担当部署の増員など、再発防止対策を行ったと伺っております。

いずれにいたしましても、指定金融機関の指導、監督を徹底して参りたいと考えますので、議員各員のご理解、ご指導を賜りますよう、お願いをいたします。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名をいたします。9番、岡澤宏一議員、10番、中村義徳議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日と明日の2日間にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日と明日9日の2日間に決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第3、これから一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

---

#### ◇ 市 原 時 夫 君

○議長（市原重光君） まず最初に、12番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。通告順に沿って一般質問を行います。

まず、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状と展望について、伺いたいと思います。

去る7月29日、全員協議会で総合戦略目標であるK P I 数値目標による重要業績評価指数が公表されたわけであります。

この種の計画は横文字が多くて、K P I、P D C Aなどがありますが、基本的には平成27年の10月に作成された睦沢町の平成31年度までの長期的な計画であります、睦沢町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の数値目標に対する実施検証のことであります。

この計画は、平成26年12月27日の閣議決定により、睦沢町第2次総合計画・後期計画の28年度、一部ダブリながら進めてきたものであります。特徴は、この計画は人口の急激な減少を防ぐという点を最大の目標として作成されたものであります。

私の考えは、国家的に人口が減少すること、また、町としても激減することは重大問題だと考えておりますが、人口減少という結果を生み出した住民の生活時間、その原因を見つめた計画作りを進めなければならないと考えております。

それは、自然的人為的災害、平和の危機から町民の命と安全を守ること。富める者はより富み、貧富の格差拡大、こういう仕組みから町民の暮らしを支えること。若者は人間らしく働くことが出来、自然と食糧自給に貢献出来る地産地消、地域経済、文化の側面を重視するまちづくりであると考え、これまでも主張して参りました。

私は総合戦略の見直しも含めた実施検証という立場から、提案を含めて質問をいたしたいと思っております。

最大の急激な人口減少を防ぐという施策としては、この結果の中で社会増が実績で36人増となっております。ただ、町内での出産、死亡などの自然増減も見なければならないと思っておりますし、長期的に見ればこの自然増ということが基本的に町の発展ということの中身になるのではないかと思いますので、その自然増減の内容についてお聞かせをいただきたいと思うわけであります。

この前、指摘をしましたこの検証報告について、第5が今日配られたのでまだよく見ていないので、その内容を質問出来なくて本当に困っちゃうんですが、それはそれとして私はこの計画がかなり道の駅移設拡充施策や、新たな補助制度による若者定住を重視していると考えています。

問題は、これまでも私も何度も質問してきたわけでありますが、その後のまちづくりの点であります。人口の面について言えば、先程言いましたように自然増をどう図るかという上でも、この計画の中で私も違和感を覚えたのは、例えば町としての負担軽減を図るという側面が強調され、住民負担の軽減、医療・介護の位置付け、この点の長期的な位置付けが非常に弱いと感じたわけであります。

私は長期的に自然増を生み出すという立場にするならば、こうした問題をしっかりと位置付けるべきではないかと思うわけであります。お聞きをします。

また、私がこれまでも主張しているように、こうした安定的にまちづくりが進む、ずっと住んでいただける町にするという意味で、例えば計画のアンケートによれば、これからの移住を決める際には生活コスト、将来の生活、出産、子育てでは家計の収入のことが、ということによってやっぱり経済的安定ということが多いわけであります。

計画では、道の駅移転拡張を始めとする大型事業に予算を投入する一方、効率化、民営化優先のもとで給食の一部センター化、子ども医療費の一部負担金の導入、さらには国保税の大幅値上げがなされ、若い世帯を始め、継続居住を進める上では将来不安が増大する、逆行する事態ではないかと考えます。

社会増と経済悪化の中で、例えば学童保育の利用人数がさらに増大していると聞いております。私は体制強化のためにも、若い方にもしっかりと仕事が出来、働けるような待遇改善も検討すべきと考えますし、また、文化知的成長を図る意味でも、図書館、学校図書への専門図書司書資格者の専属配置など、ソフト面でも充実すべきではないかと。

こうした、つまり、先に行くのならいいんですが、その結果どうやって定住していただけるというソフト面について、私はもっと改善する余地があるのではないかと考えるわけであります。

私は子供の医療費の問題について、一番問題だと思うんですけども、また再質問しますが、高校までの自己負担部分については、これまでのように解消すると。町独自の子育て支援を明らかにして、そういう意味で他の市町村との違いを鮮明にする。本当に子育てしやすい町と。ここを私は強調すべきじゃないかと思うんです。340万円の負担増ですよ。全部

なくしたとしても。年間9,000万円の町負担のスマートウェルネス計画から見れば、財政的にも私は問題がないと思っているわけであります。お聞きします。

次に、総合運動公園の管理のあり方について伺いたいと思います。

町は現在の総合運動公園の管理、委託事業を新たに見直す方針で進めております。これは何度か議論をしてきたわけでありますが、その理由として町は利用者を増やしたい。町の負担を減らしたいという理由を挙げています。そして、そのためには自主事業を行う民間業者に委託したいという意向のようであります。

私は、これまでの町の説明の中でも、利用者増と負担減を目指す上でのこれまでの問題点がどこにあったのか。改善点はどこなのかという中心的なところを明らかにすべきと求めてきましたが、その点での具体的な事業内容、サービス充実、負担軽減の説明はありませんでした。

町としては民間業者のこれまでの実績を比べるなどすれば、新たな民間任せにすれば改善出来るという、非常に私にとっては曖昧なもの映っているわけであります。この点での民間活用論、全面信頼でよいのか疑問であります。

第一に、指定管理料を上限としておりますが、基本的にはこれまでどおり2,700万円払い続けるということであります。さらに、消費税増税に伴い引き上げる約束であります。施設の性格上、またこれまで何度も修繕をしてきた計画もあり、今後も大きな修繕の可能性があります。しかし、見積額1件30万円以上のは町の負担となっているわけであります。

つまり、町の支出を減らすということでありますが、民間業者との約束では大型修繕費も業者の経費削減の具体的な約束もなく、お任せするという内容なのであります。つまり、大枠で言っている、具体的な業者との契約の中では、こうした大きく打ち出した、人を増やす、それから町の経費を削減するという点での具体的な内容については、曖昧だということであります。

また、契約を取り消す場合も、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合ということは極めて曖昧でありまして、この点でも曖昧規定と言わざるを得ません。

利用者の増加についても、例えば指定管理者の提案に基づく自主事業であると。これも曖昧規定であり、料金の取り扱いも陸沢町との協議によって決めるとあるわけであります。

つまり、町の公共料金の規定の枠内であるということになれば、逆に陸沢町の使用料条例の引き上げさえ考えられることもあり得る。住民負担増の可能性も考えられるということになります。

つまり、今回の新たな指定管理の仕組みは、民間業者側からいけば指定管理料の削減契約はない。どの位削減されるかわからない。自主事業等による具体的な利用増の見込みもわからないということであります。新たな指定管理方式とする根拠となる利用者数の増加と、経費の削減は目指す規定であります。契約を左右するものではありません。

それと、総合運動公園に働く人の待遇の問題であります。

これはないんです。スポーツという性格上、町民の命を預かることにもなりかねないわけでありまして、管理運営に具体的に携わる方々の待遇が十分に保障されなければならないのであります。

利用者増、経費削減、もしこのことが最大限に追求された場合に、問題が起きないとも限らない。職員の健康、生活も含め保障するというのをしっかり契約として町として改善を求めることが出来る規定を入れるべきだと考えるわけであります。

こうした不安がある中での事業委託指定管理であります。私は互いの信頼関係を築く上でも、最初は当初3年契約だったというふうになったわけでありますが、理由としては何かははっきりしませんが、10年に変更するというふうになった。

つまり、業者を完全に信頼し、お任せ的な契約内容だと思います。私は全然信頼しないというわけではありませんよ。契約ですから、きちっと約束をするという意味で、それから非常に契約を解除する場合に難しいことでもありますから、指定管理者の責めに帰すべきということではありますが、これは非常に具体的に変わった場合難しい問題もありますから、私はこれまでのように当初3年やっていただいて、しっかりとした実績を踏まえた上で新たに契約を考えるというふうにしたほうがいいのではないかと思うわけでありますので、お聞きをしたいと思います。

次に、医療・介護の現状と負担増など、新たなサービス削減を抑制し充実する町の対応について伺いたいと思います。

国保税の大幅値上げと、子供の医療費については先程述べました。医療費の増大を抑える点についても、町は例えばでもジェネリック医薬品の活用なども推進されておりますが、最初に実際の活用状況はどうなっているのかということでお聞きをしたいと思います。

私は町民の負担を下げろということだけを言っているわけではありません。負担を増やさないという点でも提案をしたいと思っていますので。

次に、介護保険についてであります。

報道によると、政府の社会保障審議会の医療保険部会は、年内に議論をまとめる方向で審

議が進められております。例えば、その介護保険の前提の問題でも一つあるんですが、後期高齢者でも同じようなことが起きているんです。

75歳以上の方の窓口負担を、条件によって1割から2割に引き上げると。自己負担の限度額を引き上げる。後期高齢者医療の保険料の特例権限を廃止をする。うがい薬だとか、ビタミンだとか目薬については外すとか、かかりつけ医以外のお医者さんにかかるると新たな負担をすとか。

こういう中で、もう一方で介護保険については、これは私も非常にびっくりしたのですが、11月にまとめるということで要介護1、2の保険給付外しと、介護サービス利用料の1割を2割に引き上げると。高齢者の負担拡大、利用者の自己負担軽減の引き上げ、さらには現在40歳となっている保険料支払い年齢を引き下げるということですから、もう一体どうなっているんだということになります。

決算資料を見ますと、これが実施をされていたら、介護保険料をこれまで払ってきて対象になった場合でも、特に私団塊の世代なんかここにかかってくるんだと思うんですが、要支援と要介護を合わせると、61%が介護外しになるんじゃないかなと思います。この数字を確認をしたいと思います。

新たな改正になった場合、要介護1、2と既に要支援、外されておりますが、人数とパーセント。一体、保険料を払って介護保険受けられない方がどれ位いるのかということをはっきりと明かにしていただきたい。保険料を払っているのに、本来のサービスを受けられなくなる保険制度は一体何なのかと怒りを感じるわけであります。

この介護保険導入のときに、何度も説明ありました。国から県から色々ありました。高齢になっても誰もが安心して介護を受けられるということをやったんですよ。10%だから大したことないとか。利用料もそんなこと大したことないよと。それから、保険料も大したことない。どんどん上げられ、一方でサービスされてきた。

そうしたら、あの報道を見ましたら、介護保険を導入したときの厚生労働省の元幹部も、国家的詐欺になってしまうんじゃないかという声が出ているそうですが、当時恐らく導入された方の気持ちとして言えば、そういうことであらう。

大体、介護保険導入のときには、本当に今言ったような大丈夫だという状況であったわけでありまして。町の健幸まちづくり推進との連携という意味でも、町民の命を守る施策への重大な悪影響があると考えますが、伺います。

また、改悪された場合に、町として独自の支援継続が出来るのかということも伺いたいと

思うわけであります。

次に、エネルギーの地産地消について伺いたいと思います。

町に新たな大手企業の工場跡地に、大型の太陽光発電施設が設置されるなど、原発に頼らなくても地域エネルギーがこの町でも進んでおります。もちろん、全国的にも進んでいるわけですが。

もともと、原発がとまって4年間、原発がなくてもこの暑い夏でも電力不足が起きなかったわけでありますから、既に原発の必要性はなくなっているわけですが、ただ、より自然エネルギーという点では、睦沢町の太陽光発電、これは私は評価をしております。県内でもそんなに多くはないと思うんですが。

こうした形ではありますが、全体としてどの位の発電量を行っているのか、わかるところで結構です。供給量。

それから、町全体の総消費電力との関係でどうなのか。

それから、発足して具体的にメリットとして考えられるのはどうなのか。

それから、住民が利用する場合出来るのか、またそのメリットはどうかなど、こうした町の発電、町として行ったこうした電源についての状況についてお聞きをしたいと思います。

それから、木質エネルギー等、自然エネルギー活用でございます。太陽光も含みますが。

再生エネルギーの目標値自体が、これは配られた実績評価指標を見たんですが、木質エネルギー、再生エネルギーやりますということでもどんと書けているんですが、まず目標自体が新規生産者が2人だけなんですよ、30年までに。もっと先までですが。

それで、平成30年で1人ということなのでございまして、エネルギーの地産地消の総合計画のこの表題に対して、実際の目標は余りに、私は2人1人でやっていけるのかという、非常に疑問も思っているわけであります。

木質バイオマスは私もこれまで言ってきましたけれども、単なるエネルギー確保だけじゃないんです。森林整備による有害鳥獣対策、雇用対策、農業活性化、睦沢町の魅力である自然環境整備、子育て環境整備など、総合的な効果を持つものであるわけであります。

だから、近隣の他市町村とのいろんな共同の可能性についても言ってきましたし、町長も具体的に触れられていたわけであります。私はこの町のそうした総合的な環境整備という意味でも、国家的なエネルギーの安全、循環型、そして地産地消の側面からも目標をきちっとこの表題に合わせた形に引き上げて、前倒ししてでも実施を検討すべきではないかと思うわ

けであります。

以上、1回目質問終わりにさせていただきます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の質問にお答えをいたします。

多岐にわたるご質問でございますので、大変恐縮ですが要約しながらお答えをしていきたいと思います。もし、抜けているところがありましたら、また2回目3回目とお願いしたいと思います。

最初に、まちづくりのあり方について。1点目の睦沢町第2次総合計画・後期基本計画から、まち・ひと・しごと創生総合戦略への移行に伴う、基本的な考えと現状・将来展望についてでございますが、総合戦略は総合計画の施策を取り込みつつ、これに新たな施策を盛り込んだものであり、本総合戦略を町の最上位計画として位置付けているものでございます。

平成27年度実績のK P I としまして、人口の社会増減数については、先の議会全員協議会でご報告しておりますので、報告のなかった自然増減数について申し上げたいと思います。

K P I としての自然増減数での設定はしていませんが、出生数として5年間の累計をK P I に設定しており、基準値を平成22年から平成26年までの累計で174人としております。これを平成27年から平成31年までの累計で208人まで引き上げるものでございます。

平成27年単年での実績は、出生数38人、対する死亡者数は98人となり、自然増減といたしましてマイナス60人という結果になりました。また、平成23年から平成27年までの5年間の累計では、出生数180人、死亡者数は458人となり、自然増減としてマイナス278人となっております。

出生数については、基準値より若干ではございますが、増加傾向にあります。今後も、総合戦略に掲げる政策を実践することにより、転入者や出生数の増加が図れますよう、鋭意推進して参りたいと思います。

次に、2点目の総合運動公園の管理のあり方についてですが、総合運動公園につきましては、平成11年に整備がされ、スポーツを始めとした様々な活動を支えてきました。また、平成18年10月からは、睦沢ふれあいスポーツクラブが指定管理者となり公園の管理を行ってまいりました。

しかしながら、10年が経過した現在、施設の利用状況を見ますと、特に平日・日中の利用率・利用者数が年々少なくなる傾向にあります。一方、公園の管理費は毎年3,000万円近くかかっており、今後施設の老朽化に伴いさらに増加する傾向にあります。

こうした状況の中で、効率的な運営管理、新たな自主事業の展開、将来の施設計画・管理手法の検討が必要であり、利用者の増加につながる運営、将来における町の費用負担の軽減出来る運営が望まれることから、今回新たに指定管理者を公募した中で、民間活力を活用するものでございます。

では、なぜその改善方法を民間に任せるのかということですが、公園の管理における指定管理者制度の効果的な運用を図る上での課題と、その課題を解決するための手法について申し上げます。

まずは指定管理者のインセンティブの確保であり、指定管理者制度の狙いは、利用者サービスの向上と管理費の節減、そのための効果的な管理運営にあります。また、民間的な競争原理の中での管理運営の質の向上を図ることを目的とするもので、指定管理者にはそれらを実行するための企画力、実践力、組織力が期待されます。

さらに、提案型競争原理に基づいた管理運営の質のさらなる向上には継続性が必要であり、公募においては複数の応募が期待されますが、民間にあつては経営としてのインセンティブがなくては企業努力が認められないことになり、ひいては公園管理の質の低下という結果につながりかねます。

すなわち、指定管理者としてのモチベーションを引き出すための対価としてのインセンティブを与えることが必要となります。これは、指定管理料だけの話ではなく継続的な管理運営による安定した経営が出来るということが必要となるわけでございます。そのために、今回の公募においては、指定管理期間を平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間としております。

また、指定管理における管理運営業務には柔軟性が必要であり、指定管理者から自治体への要望として多く挙げられていることの一つに、施設修繕並びにそれに伴う費用負担が挙げられます。施設修繕、特に老朽化した施設の更新や改善は、緊急性、必要性の高いものも多く、適時に適切な判断が望まれ、指定管理者と自治体の責任分担の中で柔軟に対応していくことが望まれております。

そして、条例にかかわる要望も多く、開園時間、開園日の変更や使用料の変更など、柔軟な対応も期待をされており、公園の利用サービス向上のための創意工夫による管理運営を展開する上で、施設の管理運営業務として最大限に許容される中での自治体の柔軟な対応が課題となっております。

このようなことから、民間活力を活用する上では、民間の知識、経験、ノウハウ等を最大

限に活用すること、効率的な運営を行うことで利用者数の増加、ひいては交流人口の増加と経費の削減を目指すものであります。そのための管理運営については性能規定としております。

また、経費の削減に当たっては、適正な指定管理料の見極めが必要であり、指定管理者選定における審査基準項目の一つとして指定管理費は大きな重みを持っております。指定管理者更新期における公募形式では、低価格優先になりがちな傾向の中で、重要なことは公園の適正な指定管理料による効率的な効果、つまり管理費に基づいた最大限のサービスの提供が本質的な論点となるべきところでございます。

しかし、ややもすると表面的な指定管理料が先行し、結果としてサービス水準の低下を生み出すおそれも十分にあります。このような事態が起こらないよう、指定管理者の選定に当たっては、公正な判断及び専門的な見地からの意見を求めることが望まれることから、外部有識者3人、町の関係者2人で構成する指定管理者選定委員会を設置し、選定させていただくものでございます。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、社会保障について。1点目の医療・介護の現状と今後の町の施策について、医療・介護の現状と負担増と新たなサービス削減を抑制し充実する町の対応についてですが、最初に医療については、ジェネリック医薬品の現状として現在町では実際に処方されている先発医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担が200円以上軽減されると見込まれる方を対象に、ジェネリック医薬品に関するお知らせを7月、11月、3月に一部の方に通知しています。

平成27年度は延べ449人、実人数267人に通知いたしました。効果につきましては、平成27年度に通知した方を対象に平成27年8月審査分から平成28年7月審査分までの1年間を見ますと、通知当初はジェネリックへの切り替えは少なかったものの、今年の7月では男性が27.2%、女性が12.9%、全体では21%の方が切り替えており、効果額は保険者・被保険者の1年間の合計で59万7,000円となっております。なお、今年の4月からは毎月10万円を上回るような状況となっております。

また、一般被保険者におけるジェネリック医薬品の使用数量の割合を見ますと、平成25年6月時点では24.4%、平成26年6月で29.4%、平成27年6月で38.6%、平成28年6月で43.8%となっております。このように、ジェネリックの利用は伸びてきているものの、まだまだ切り替え可能な部分がありますので、今後もジェネリック医薬品に関する周知に努めて参ります。

次に、介護保険につきましては、平成27年度末の65歳以上の高齢者数は2,665人、高齢化率は36.5%と年々増加傾向にあります。また、介護認定者は396人で前年度1人の増となっており、内訳といたしましては要支援者が97人、要介護者が299人です。

平成27年8月より、65歳以上の単身世帯で所得金額が160万円以上で、年金収入とその他の合計所得の合計が280万円以上、2人以上の世帯では、年金収入とその他の合計所得の合計で346万円以上の方は、介護サービスの負担割合が2割になりました。介護認定者数396人のうち、2割負担に該当する方は20人となっております。

現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、要介護度の低い軽度者、要支援及び要介護1、2に対する給付につきまして議論を始めたと新聞報道がございます。その中で、福祉用具貸与等の自己負担のあり方についても協議をしております。町の平成27年度末における軽度数は、要支援の方が97人、要介護1、2の方が146人で合計243人、全体の、議員がおっしゃるように61.4%ということで60%を超えております。

町独自の支援継続をすべきとのことですが、国においても協議を始めたとのことですので、今後の国の動向を注視して参りたいと考えます。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、エネルギーの地産地消についてお答えいたします。

1点目の太陽光発電の現状と地域経済への影響についてでございますが、本町の現状につきましては、平成28年4月に経済産業省のホームページに公表されているデータによりますと、10キロワット未満の施設が73件、10キロワット以上の施設が48件、うち1メガワット以上が3施設でございます。全ての施設の容量を合計すると、9,324キロワットとなっております。

また、地域経済への影響につきましては、町内に発電所が出来ることにより固定資産税の増が見込めることや、地域発電事業者が一般の方や地域の企業であれば、売電という行為は今まで一般電気事業者により地域外へ流出していたお金を地域内にとどまらせることになり、地域内での資金循環が可能となるような地域経済への効果があると思います。

次に、2点目の陸沢町の地域電力会社発足と今後の見通しについてでございますが、地域電力会社となる株式会社CHIBAむつざわエナジーは6月13日に設立され、現在順調に営業を開始しております。

現在の電力供給における契約申し込みの状況について申し上げますと、まず本町の公共施設については11月から供給を開始する予定でございます。地域の企業としては、ハイレック

ス関東・睦沢工場が契約を済ませております。なお、ハイレックス関東については、茂原工場においても契約をしていただきました。

そして、ゴルフ場では房総カントリー大上ゴルフ場・房総ゴルフ場と契約済みでございます。また、介護老人保健施設睦沢の里や、特別養護老人ホームせせらぎも契約となる見込みでございます。近隣では、一宮町のホテル一宮シーサイドオーツカや、房総信用組合一宮支店とも契約をしております。

また、出資会社でございます株式会社合同資源や、関東天然ガス株式会社とも協議中であり、近隣自治体では、長生村、長柄町にも見積書の提出をさせていただきました。契約済みの企業等には10月から供給を開始する予定でございます。契約済みの施設及び契約見込みとなる施設にかかる電力の合計は、2,800キロワットとなります。また、一般家庭への営業についても年度末より開始する予定であり、現在、商工会の会員企業と連携した中での準備を進めております。

一方、地産地消となる太陽光発電等の電源の購入につきましては、下之郷竹の下にあります株式会社マルイシが所有する約2メガワットの発電所からを予定しており、調達に向けて交渉中でございます。他の発電施設につきましては、東京電力との長期契約等により現段階では調達の出来ない状況でございます。

また、町内からの電力調達が出来までの間は、電力卸売市場や出資会社となるパシフィックパワーが行っている太陽光発電施設からの調達により賄うものとしております。なお、本事業は電力需要に応じた電源調達費用や、需給調整に係る費用が主となる構造のため、規模によらず黒字化の達成が可能であり、初年度は立ち上げ費用等を差し引いても若干の黒字となる見込みでございます。

地域経済への影響としては、電力コストの削減が挙げられますが、町公共施設の電気代削減額は年間で約180万円、契約済み、契約見込みの地元企業等の電気代で年間約600万円の削減が見込まれます。これらの資金が町外に流出せず町内にとどまることとなります。また、商工会の会員企業と一般家庭への販売に当たっての代理店契約を行うことにより、手数料収入による地域内での資金循環も含め、地域経済の活性化につながることを期待されます。

最後に、3点目の木質エネルギー等、自然エネルギー活用はについてでございますが、睦沢町単独では事業としての採算がとれないこと、また、年間を通じた定量的な原材料の収集が出来ないことなどの理由により事業化は難しいと考えております。

また、市原市からオファーのあった木質バイオマスエネルギー事業については、市原市に

確認したところ現在の状況として協議会において意見交換が行われる程度であり、取り組みの実現に向けての動きは見られないとのことでございます。

また、木質バイオマスボイラーについては、木材等の資源を有効活用とする観点からの重要性は認識をしておりますが、利用経験のある園芸農家に確認したところ、重油の価格が現状で推移した場合、手間などを考慮するとメリットは少ないとのことから、今後の大きな伸びは見込めないものと思われまます。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

1 回目の答弁とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初の総合戦略の問題なんですが、問題は結局長期に、自然増の問題でいいましたけれども、自然増減では相変わらず大幅な減になっているわけでありましてね。いいんですよ、若者住宅という形で先に進んだという点では。それはいいんですけども、問題は那些人たちが定着をしていくという意味での、そういう視点をこの総合戦略の中に入れるべきだと。そこが非常に弱いんじゃないかということを私は言っているわけでありまます。

例えば、単に人が増えればいいというだけの問題じゃなくて、特に高齢化の中で移手段というのは非常に要望強いです。それから今、高齢者の方のマイカー運転ということで、自主返納の動きも出ているということで、この地域経済をどうするかという意味でもどうやって移手段を確保するか。

町外の方から来てもらうのもいいですよ。それはそれでもいいけれども、町内の方がどう移動してお互いに生産とそれから消費という形で結びつけていくかという点で、巡回バスや福祉タクシーへと移行したわけですけども、具体的にどういうふうには現在のところは利用状況はどうなっているのかなということなんです。

それから、やっぱり最終的には私はデマンドタクシー、形でやったらどうかなというふうには思うんです。高齢者の方で一定の貯蓄なり、それから購買力がある方も生かすという意味で、やるべきだなというふうには思うんで、お聞きをしたいと思います。

それから雇用についてなんですが、道の駅の拡張によると、町民の雇用は30人、全体雇用が30人かな。じゃ、町民の雇用というのは、現在の雇用からしてどれ位増えるんですか。そういう意味での雇用効果はあるのかということ。

それから、何といたっても茂原市を中心とする大企業の雇用不安というのが一番大きいと思うんです、睦沢町の場合は。そういう点で、昨今の報道によると、この主要大企業が赤字転

落で雇用不安が出ているということでは、やっぱり社会的責任として正社員化で、国内の消費力をつけると。それから、町の定住要件で雇用の確保にとっても重要だと。

他から来る人たちのアンケートを見ても、やっぱり一番が雇用ですよね。そういう仕事があるかどうかということなんです。それでね、その論理で私は何でもかんでも会社が潰れてもね、それでやってやれと言っているんじゃないんですよ。問題はね、今のその仕組みではね、雇用条件を悪化させる。そうやって企業が正常な生産を増やすことじゃなくて、その部分で内部留保をどんどん積み上げているというところに問題があるんですよ。

だから、消費が冷え込む。悪循環なんですよ。どんどんもうけようとするために、一般庶民の消費を冷え込ませるということをやっているわけですよ。だから、そういう点では協力をして、企業も庶民の懐が豊かになるようにしてくれと。なれば、大企業の経営にとっても好循環を生むわけですよ。物が売れるんだから。売ればもうかるという点にとって、大きな企業にとってもこれは非常にいい仕組みであると思うので、そういうことを背景にして例えば郡市一体で要望するとか、やっていただけるといかがかなというふうに思っているわけですので、お願いしたいと思います。

それから、さっき言ったんですけれども、知的成長を図るという意味での図書館司書の配置の問題なんかも、なければいいですけども、あれば教えていただければというふうに思うわけでありまして。

それで、一番の問題ね。私もこの間にもう一回見てみたんですよ、これ。まち・ひと・しごと創生人口ビジョン。これね、見たらこの85ページで子育て家庭に対する経済的支援というふうに明記をされております。その中の最初は、子供の医療費。病中・病後児の保育費用等、子育て世帯の経済的負担の緩和及び保護者の子育てと就労の両立を支援しますと。

具体的な事業等では、子供の医療対策事業と、これ明記しているんですよ。はっきり言っているんですから。経済的支援の中に、子供の医療費と言っている。医療費対策ってやっている。それで負担を皆さんからいただくというのは、この戦略が進行しているとか進行していないとか以前の問題で、この総合戦略そのものに反するようなことを具体的にやったということじゃないですか、これだと。

どう読んだって、医療費や負担は相応にやっただきますなんて書いていないんだから。はっきりここに明記しているということで、私はやっぱりこれは撤回をして、これまでどおり全世帯の経済的負担がないようにすべきだということですよ。

ただ、これで今やったの80万円だけ増えているということでしょう。全体をやったって

340万円位ということなんだから。この位はやっていただいてもいいんじゃないかなと。お願いですよ。そんなに私がつがつ言うつもりないんだけど、ただ、これどう読んだって、一部負担金もらうということにはなりませんよ。負担軽減とはっきり言っているんだから、経済的支援と。それから経済的負担の緩和と言っているんだから。というふうに思うんで、ここは是非考え直してくださいよ、というふうに思います。

それから、総合管理、運動公園の問題ですけれども、いいですよ、全体の考え方はいいんだけど、具体的な契約内容から見ると負担の軽減をすることも、それから利用者増についても、それは約束としてね、契約そのものにかかわるような約束としての契約内容はないんですよ。これはどう私が読んでも。

もちろん、事前に審査するからかなり効果はあるのかもしれませんが、契約の実態の条項としてこの二つ、当初こういう形を進めるためにした前提となるものについての契約内容は、具体的なものはないということなんですよ。

それと、言ったように具体的に働く人たちへの待遇をやっぱりね、何かこれ1項目入れて、町としてこれはまずいいんじゃないですか、待遇がということと言えるような仕組みを作ってやっぱりやるべきだ。

それで、町長の答弁聞くとね、何かといったら町にとってなんですよ、今の話は。町にとって財政がどうだとか、町にとって利用人口、そうじゃないんでしょう。やっぱり町民の利用にとってどうなのかという視点をね、やっぱりそういう形でやればこの曖昧な契約内容では本当に大丈夫なのかなと不安になると思いますよ。

それで、だからこそ10年ということで、民間の競争原理と今おっしゃったでしょう。だけれども、1回契約したら10年間は競争ないんだから。指定管理者の責めに帰すべき事由によるという、この何か曖昧な規定がない限りはずっとお願いをするんですよ。それは競争ないんですよ。

だから、3年位にして十分信頼得たところで、いいじゃないですか、長期計画出してもらって、3年でこう進んでいますということであれば、さらに増やせばいいんじゃないのかなというふうに私は思います。その点で是非またお答えをいただきたいなというふうに思います。

それから、介護保険についてなんだけれども、国が今やっているところだからというわけですけれども、国が決めちゃったらもう遅いんですよ、地方自治体は。何と言っているかと、全国町村会は利用料が2割負担になることについて、月負担が5万円から10万円にはね上が

った人もいる。さらに、負担増は慎重に検討すべきだという、全国町村会はまだ声明出している。危ないと思って。介護保険部会の委員の中からでも全国市長会は、障害サービスを保険料で賄うことは慎重な検討が必要だとか、健保組合連合会の委員からは、現役世代へのしわ寄せであり、給付のない負担は保険になじまないと。日本商工会議所の委員は、新たな負担増は納得を得られない、反対だとはっきり言っている。

ということでありますから、こういうことは是非こういう点でもこうしないでいただきたいという位の話周辺自治体とも共同して出して。今、やっぱりかなりこの声が広まっていますから、防ぐことが出来る。もうなってしまったら出来ない。それで、大体6割の方が保険料を払って受けられないんですよ。それは条件じゃないんですよ。最初からもう除外されちゃうんですよ、ずっと払ってきて。これはおかしいでしょう、どう考えても。

というところを、私は全然変なこと言っていないと思うんで、お願いしたいというふうに思います。

それから、効果ありますね、この町の電力会社設立のところは。今言ったように180万と600万なら780万ですか。これが回っていくという形で、これは評価をしていきたいというふうに思っております。

ただ、木質エネルギーは何かこれから後退していくんじゃないんですか。今話聞いたら、いやいや見込みがないからと。だってこれ、一応掲げてやったんだから、そこへ努力しましょう位の話があってもいいんだけど、市原市がいまいち乗っていないようだから、ちょっと駄目かなというのではなくて、こちらからプッシュしてですね。

今言ったように、単なるエネルギー確保じゃありませんよと。もう総合的な影響があるものだというので、是非この点では推進していただきたいと思うわけですが、いかがでしょう。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、2回目の答弁をさせていただきたいと思います。

まず、デマンドタクシー等の関係でございますが、社会増減における転入者数の増や自然増減におけます出生数の増を安定的に地域に定着させるための方策として、デマンドタクシーが必要ではということでございますが、現在、公共交通は路線バスと福祉タクシーの利用となっております。

平成25年度以前は巡回バスを運行しておりましたが、ピーク時と比べて1,000人以上下回り、年間で延べ2,869人まで減少いたしました。このような利用者の減少とバスの老朽化に

より委託料の増加が見込まれたため、福祉タクシー制度の見直しや路線バスの運賃助成をすることでその代替対策を行っているところでございます。

福祉タクシーの利用は、平成27年度で登録者数は151人あり、1か月当たり平均で72人、平均5回を利用し、年間では延べ4,258人が利用をしております。また、路線バスの年間利用実績では、運賃助成をする前の平成24年では年間延べ1万4,054人であったものが、平成27年度実績は延べ2万3,746人と約1万人増加をしております。

なお、デマンドにつきましては利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場や行く先はエリア内、町内であれば利用が出来ますが、タクシーのように希望時間の乗車が必ずしも可能ではなく、通常乗り合いとなるために、すぐに目的地まで行けないというデメリットもあるようでございます。

さらには、デマンド交通は運行経費の赤字部分を自治体が補填する方式であり、利用料金も300円から500円といった設定が多いようでございますが、収支率は10%に満たないところが多く、赤字部分は自治体が負担することになりますので、将来にわたり継続出来ない事態が危惧されることから、現状では路線バスや福祉タクシーによる対策をとっているものでございます。

なお、新たな地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用といたしまして、スマートウェルネスタウンを核とし、地域全体のネットワーク形成を目的に、ガスコージェネレーションシステムによる地産地消エネルギーを活用した、EVコミュニティバス、電気バスというんですかね、の導入も視野に入れ検討をして参りたいというふうに考えております。

それから、雇用についての道の駅の拡張によるうんぬんでございますが、道の駅の雇用でございまして、実施計画では総数を30人としております。うち、町内者の雇用を25人と見込んでおります。現在、9人ですので差し引き16人増ですかね、ということを見込んでおります。

近隣でも社会的な雇用不安が出ているというご指摘でございますが、スマートウェルネスタウン事業においては経営不振等による解雇などはないものと考えております。今までにも何度か申し上げておりますように、PFI事業者の破綻や経営不振の可能性に備えまして、PFI事業者へ融資する金融機関が、あらかじめ町と直接協定を結び、PFI事業者の財務を監視し、もし破綻等のおそれがある場合でも事業者、これはSPCそのものではなくSPCの構成企業等の一部を交代させることにより最後まで事業が遂行されるよう協議すること

が出来る仕組みを作ることで、P F I 事業者の経営不振への対応や破綻を回避することになりますので、雇用不安は解消されるものと思われま

また、企業の社会的責任で雇用を守ることにつきましては、道の駅の位置付けは公共施設、公共事業ですので、事業者としても社会的責任を持った上で雇用することになります。

なお、郡市一体での社会的責任として雇用を守ること、正社員化で国内消費力をつけることが必要ではないか、ということですが、そもそも企業にはその利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことが求められており、このような考え方は社会的責任、C S Rと呼ばれておりますが、労働・雇用の観点からもC S Rを検討する必要性が高まっており、従業員がその能力を十分に発揮出来るよう、人材の育成、従業員個人の生き方・働き方に応じた働く環境の整備、安心して働く環境の整備などを行うことや、労働・雇用の分野においてどこまで自社の取り組みが進んでいるか、企業が自主点検出来る材料を開発することなどが必要と思われま

これは企業の自発性に基づいて進められるもので、それぞれの企業が認識を深め、多種多様な取り組みを積み重ねていくことで、雇用を始め持続可能な社会が形成されていくものと考えております。

それから、次に総合運動公園。3年、10年ではなくて3年がいいのではないかと。当初、私も3年を想定しておりましたが、私も望んでおります大胆な発想での提案事業というようなことに関しますと、やはり3年では発想だけでそれがすぐ事業化出来ないというデメリットがあるというふうに考えたところでございま

そのようなことから、10年間と。当初から10年というようにいたしまして、大胆な発想で提案をしていただきたいという趣旨のものでございま

それから、給食の一部センター化や、子ども医療費の一部負担金の導入、国保税の大幅な引き上げなど、若い世代を始め、継続居住を進める上では逆行ではないかとのご質問ですが、私の基本的な考えとしては、逆行するものではないことを初めに申し上げたいというふうに思いま

学校給食におきましては、親子方式によりまして給食全体の質の向上を図りつつ、経費の削減にもつなげているところでありま

子ども医療費につきましては、この8月から高校生まで対象を拡大し保護者の経済的負担の軽減を図っております。一部負担につきましては、6月議会において答弁をしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。いずれにしましても、8月からスタートしたばかりです

ので、少し様子を見させていただきたいなというところでございます。

国民健康保険税については、平成17年度に増額改正いたしました。以降は大きな改正を行わず基金を有効活用し、これまで運営をしてきたことについてはご理解を賜りたいと思います。このような中、国保の構造的課題であります被保険者の高齢化や医療技術の高度化、疾病構造の変化、新薬の承認などによりまして給付費の急激な伸びにより、国保財政は非常に厳しい状況となっております。今年度10年ぶりに大幅な見直しを行ったところでございます。

この状況は一朝一夕に解決出来るものではありませんので、先程のジェネリック医薬品への切り替えや、各種健診、健康づくり事業等に取り組み、町民の健康増進を図りまして医療費の削減につなげて参ります。本町はこれまでも自主財源が多く望めない中、各種制度を有効に活用し多くの事業に取り組んで参りました。今後も厳しい状況は変わりませんが、その中で健全な行財政運営に取り組み、充実した住民サービスが行えるよう努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

それから、木質エネルギーの関係でございしますが、これにつきましては私のほうも計画に掲げてありましたので、これの経済性等について十分検討させていただきました。「里山資本主義」というような有名な本も出ておまして、これについても十分検討させていただきましたが、現時点におきましては先程申し上げましたように採算性が非常に悪いということで、議員がおっしゃられる里山を復活する、あるいはいろんな面で効果があるということは十分承知しておりましたが、それにも増してデメリットのほうが多いというようなことから、市原市にも確認をとりながら進めておりますが、現時点ではこれを進めるという方向には至っていないというところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 簡単にこの子育て支援の問題を言ってもらっては困るんですよ。私言ったのは、しごと創生総合戦略できちっと掲げて、それでその総括として出た問題でありまして、これだって作って1年たたないわけでしょう。明確にこうやってなっていることを、つまりね、計画は総合的に作ったけれども、実際的にはそういうところはどンドン何か曖昧にして進むということでもいいのかということなんですよ。

だったら、最初はこの計画を作ったときに、議会としてどういう態度をとるかということについての根本が問われる問題なんですよ、これ。じゃ、最初から何、こういうことを絶対

やるという気持ちがなくて書いたのかということになっちゃうわけですよ、そういう意味では。

だから、きちっと決めたことについては推進して、この段階ですということを明らかに私はね、やっていくべきだと。それと、現実の子育てをされている方の要望がもうアンケートではっきりあらわれているんですから。子育て家庭に対する経済支援ということは。だから、この計画作ったんだと思うんですけどもね。

だから、そのところはね、やっぱりもうちょっと検討じゃないけれども、撤回すべきだと思いますよ。私はやっぱり。だって、そうするとこれ信頼にかかわるんですよ。進んでいないとかだったらいいんですよ。まだなかなか進んでいないとかって言っているんならいいんですよ、進行過程なら。だけど、これははっきり言っちゃってるんだから、その問題で。

じゃ、総合戦略一体何なんだということにね、そこにまでいってしまうような内容なのではないかなということなので、私はそこはもう一回考え直していただきたいなというふうに思います。

それから、やっぱり介護の制度の問題については、これはもう大変なことになってしまうと。このままでいけば。だから、ただ黙ってお上が決めたことについて従いますという姿勢でいいのかということもね、私は言いたいんです。進んでいるのはどんどん、スマートウェルネスはどんどん進んでいるんだけど、これ総合的にやると言っているんだから総合的にやってくださいよ。伺います。

○議長（市原重光君） ちょっと申し上げますけれども、時間経過したんで、手短にお願いをしたいと思います。

市原町長。

○町長（市原 武君） 子ども医療費の関係でございますが、議員からも色々おっしゃられましたが、町としましては中学生までの医療費助成を高校生まで拡大したと。これについては8月から始めておるところでございます。そのようなことから、決して後退しているわけではなくて、進んでおります。

また、この状況を見ながら今後については考えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。また、この問題についてはこの後の質問にもあると思いますので、そこでもまたお答えさせていただきたいと思います。

それから、エネルギー関係につきましては、先程申し上げましたように今のところ木質では、睦沢町ではなかなか可能性が少ないというようなことから、先程申し上げました新たな

方向も模索しながら対応していきたいと思っておりますのでよろしくご指導をお願いしたい  
と思います。

以上です。

○議長（市原重光君） これで12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

---

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、13番、田中憲一議員の一般質問を行います。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。田中憲一でございます。それでは、通告順に従い質問をさせて  
いただきます。

ポイントを絞って簡潔にお聞きをいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、先程来、話が出ていました子ども医療費助成制度についてであります。

子供に優しいまちづくりを目指す中、助成制度改正の内容が広報に記載されたが、自己負  
担はなくすべきだと強く思うが、町としてはどう考えるか、でございます。

平成28年8月の診療分から助成対象が18歳の学生までとなるわけですが、昨年の一般質問  
で高校生までの医療費助成をするべきと発言をさせていただきました。行政も対応をしてい  
ただき、形には高校生までの助成となったわけですが、自己負担ゼロを目標としていた私と  
しては今回の制度がどうしても予想とはかけ離れていますので、改めて質問をさせていただ  
くところでございます。

中学生までのお子様をお持ちの家庭では、反対に負担が増えてしまったというケースが生  
じ、課税世帯、非課税世帯での負担率を変えなければならないのはちょっと納得がいきませ  
ん。300円をご負担いただく家庭、そして負担のない家庭。真に子供に優しいまちづくりと  
は、方向が若干違うのではないのでしょうか。制度改正が行われたばかりですが、さらなる子  
供に優しいまちづくりのために、もう一步踏み込んだ改正へ取り組むべきだと強く思います  
ので、お考えをお聞かせください。

続きまして、選挙についてでございます。

選挙制度が変わり、18歳からの投票が可能となり、選挙に対する意識率を上げるよい節目  
と考えるが、町選挙管理委員会としてはどのように取り組みましたか。また、低迷している  
といわれる投票率向上のための活動はどうだったのかということでございます。

過日、行われました参議院選挙から18歳からの投票となったわけでございます。今、実際

睦沢町での18歳、19歳、二十歳以下の投票率はどうだったのですか。投票率や意識向上のための活動、対策は協議をされ、取り組まれたのでしょうか。率直にここら辺はお聞きをいたすところでございます。

続きまして、上市場県道茂原夷隅線についてでございます。

工事が進み、子供の安全・安心度が増しているが、現在の進捗率はどうなのか。また、今後の計画についてはどうなのかということでございます。工事が進み、上市場の通りもさま変わりしてきております。まさに、安全が目により確認出来るようになって参りました。誠にありがたいことでございます。

が、まだまだ工事途中でございます。関係各位にご協力いただき、一日も早い完工へとつなげていかなければならないと実感しているところでございます。なかなか数字や言葉で今、全体の工事に対してのここまで進んでいるんだよ、これからこうなっていくんだよ、ということの説明を求められることがあります。私自身も「大体ね」とかアバウトな言い方しか出来ないのも、ここで進捗状況と今後の計画についてわかる所、今現在までの数字など、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、県道についてでございますが、道路拡幅工事とともに地域住民の意識も高まりつつある中で、地域活性化についての取り組みなどを町はどう考えるかでございます。

上市場地域住民を始め、睦沢町全体で上市場県道について話し合いを幾度となく開催をしてきたところでございます。町長言われるように、ワークショップの開催はとても有効であり、地域住民の意識も徐々にですが高まってきているところであります。それは高まりを実感出来るところであります。

今後もう一步踏み込んだ議論をしていくには、やはり今先程のところとリンクをするわけでございますが、空き地になってくる土地の問題であったり、今お世話になっている歩道工事、拡幅のためのその県道に付随する道路の検討、これを並行して町と協議をしていかなければ、次のステップアップにつながらないと感じているところでございます。

地域でワークショップや、また町をよくしようと話し合いをするグループが、その土地について購入をしたい、また借りたいという話がなかなか進まないのが現状だと思っております。ここは是非町に間に入っていただき、さらなるステップアップにつなげていかなければいけないと思っております。

夢物語で終わらすわけにはいかないのです。町の踏み込んだ、一步進んだお考えを是非お聞かせいただきたいと思っております。

最後になりますが、地域拠点づくりにとても重要と思われる福祉交流センターについて、今後施設をどのように利用していくかお考えをお聞かせ願いたいということでございます。

これも県道にかかわってくる問題でございますが、上市場の地域活性化、にぎわいを取り戻すためには、核にしていかなければならない土地でありますし、建物だと考えております。考え方がまとまっているようであれば、この土地、この建物について、今後の利用についてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員の質問にお答えをいたします。

私からは一つ目の子ども医療費助成制度についてと、3番目の上市場県道茂原・夷隅線についてお答えし、2の選挙については選挙管理委員会書記長からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の子ども医療費助成制度につきまして、子供に優しいまちづくりを目指す中、助成制度改正の内容が広報に掲載されていたが、自己負担はなくすべきだと強く思う。町としてはどうかについてでございますが、子ども医療費の自己負担につきましては、6月議会の折に市原時夫議員からも、また先程からもご質問があり、自己負担については課税世帯と非課税世帯が同じ扱いでよいのかという視点と、低所得者など真に支援が必要な人への助成を行うべきではないかとの視点から定めたものであるとお答えをしております。ご理解を賜りたいと存じております。

県内の助成の状況を申し上げますと、平成28年8月1日時点で54団体中、高校生までが本町を含め12団体、うち4団体が負担なし、一部負担金200円が2団体、300円が6団体の状況でございます。残る42団体は中学生までで、うち6団体が負担なし、一部負担200円が16団体、300円が18団体、500円、700円が各1団体となっております。このように全自治体が千葉県制度を超えて助成を行っているところでございます。

このような中、町では千葉県の子ども医療費助成制度について、現在、通院が小学校3年生までを中学校3年生まで拡充するよう要望活動を行っているところでございます。また、本町の高校生等の医療費助成制度も、この8月からスタートしたばかりで推移も見込めない状況であるところでございます。

先程もお話をさせていただきましたが、今後これらの状況を見極めた中で、子育て支援体制の充実に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、上市場県道茂原夷隅線についてでございます。

最初に1点目の、工事が進み子供の安心・安全度が増しているが、現在の進捗率はどうなのかについてでございますが、長年の懸案事項であった県道茂原夷隅線上市場地区の歩道の設置について、県道茂原夷隅線上市場地区道路改良促進協議会を始め、関係者各位のご尽力によりまして、平成22年度から事業化がなされ、平成32年度の完成に向けて着々と進捗をしております。

整備の内容は、起点を旧田中スタンド前の交差点とし、終点を田中米肥店までとした650メートル区間の車道拡幅及び車道南側に幅2.5メートルの歩道を整備するもので、併せてバスレーンの設置も計画をされております。

現在の進捗状況につきましては、全体事業費6億1,000万円に対しまして72%となっており、用地買収については58%、物件補償については55%となっております。また、計画区間650メートルのうち190メートル区間の歩道整備が完成しております。今年度は用地買収、物件補償を行うとともに、40メートル区間の歩道整備を執行する予定と伺っておりますので、年度末には歩道としてトータル230メートル区間が完成する予定でございます。

また、県では事業を早期に完成し効果の発現を一日も早く実現させるため、諸般の事情から用地取得が見込めない部分の線形等の見直しと合わせ、交差点から農協の前まで計画区間の延伸を進めており、今月中には関係地権者及び協議会役員を対象に説明会を開催すると伺っております。

そして、協議会と町で要望しております車道北側の歩道整備については、千葉県に確認したところ現時点、これは車道拡幅及び車道南側の歩道整備の完成が見えてきた時点で、北側車線のバスレーンも含め計画にのせたいとの回答がございました。

私としても歩道整備が完成することによりまして、小中学校の児童・生徒や高齢者などの交通弱者等が安心・安全に通行出来るとともに、さらには歩道を有効活用することなどにより、上市場の活性化にもつながるものと期待をしております。

町といたしましては、引き続き事業の早期完成と車道北側の歩道整備の実施に向けて、全面的に協力する所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の道路拡幅工事とともに地域住民の意識も高まりつつある中で、地域活性化の取り組みについて町はどう考えるかについてでございますが、上市場の地域活性化においては、平成26年度から始まったワークショップで提案されたアイデアを実現するために、分野別の四つのチームが個別のワークショップを重ね、具体的な計画立案を行って参りました。

昨年度はその計画を社会実験として実現させ、各チームが主催するイベントには町内外から参加があり、また様々な世代が参画するにぎわいのある活動となりました。また、遅くなりましたが本事業に係る地方創生交付金も採択になりましたので、本年度も事業を継続し、上市場の魅力づくりプロジェクトをさらに進化させていただきたいと思っております。

昨年度の社会実験の結果を踏まえ、新たな活動空間の調査や関係団体とのネットワークづくりを行うとともに、自立した活動を継続的に展開出来、それを実行に移すことの出来る人材の育成につなげたいと考えております。そして、今後は民間や財団が行う助成事業への応募などの企画についても、支援も行っていきたいというふうに考えております。

住民一人一人が地域の活性化に向けた目的意識を持ち、積極的に、また、自立した活動を継続していくことが、今後の地域づくりに必要不可欠な条件でありますので、ワークショップという手法を通じて、上市場地区が町全体の新たなコミュニティーのモデルになることを期待するところでございます。

最後に、3点目の福祉交流センターについて、今後施設をどのように利用していく考えかについてですが、現在福祉交流センターは指定管理者といたしまして、社会福祉法人・睦沢町社会福祉協議会に委託をしております。

指定管理期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。その中で、社会福祉協議会は町から運営に関する委託や補助を受け、放課後児童クラブを始め、配食サービスや居宅介護支援など様々な事業を実施しております。また、共同募金事業や自主事業としての善意銀行などの事業も行っており、町にとっても大変重要な施設でございます。

今後の施設利用については、少なくとも指定管理期間の間は社会福祉協議会に管理・運営を行っていただく予定でございます。

現在、小学校再編の事務が進む中、瑞沢小学校跡地の活用について、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、今後の瑞沢地区のあり方や地域の活性化、そして瑞沢小学校跡地の活用などについて住民主体によるワークショップを導入し、推進して参りたいと考えております。

また、私の考えでは、今後の社会福祉協議会の活動拠点を瑞沢小学校に移転するというのも一つの案として考えております。そして、上市場地域にとって大変重要な拠点となっている福祉交流センターについても、仮に社会福祉協議会が移転した場合、可能であれば商工会の事務所を移転し、施設の管理・運営をしていただき、商工会事業での有効活用、さらには地域のコミュニティーの拠点として利用させていただきたいと考えております。

これはあくまでも今現在私の考えているところであり、決定していることではございませんので、今後議会からも多様なご意見をいただきながら推進していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鈴木庄一君） それでは、選挙について選挙管理委員会の書記長という立場でございますけれども、お答えをさせていただきたいと思っております。

公職選挙法の改正によりまして、本町では7月10日執行の参議院議員の通常選挙、また同日ですが睦沢町長選挙からいわゆる18歳の選挙ということで適用となりました。選挙管理委員会といたしましては、投票率の向上のための活動ということで実施をしてきたわけですが、まずは参議院議員通常選挙の新有権者の投票率についてご報告をさせていただきたいと思っております。

本町では18歳の投票率が62.5%、これは60人の有権者に対して40人の投票ということになります。19歳の投票率は39.34%、こちらは61人の有権者に対して21人ということでございます。18歳と19歳を合わせますと、投票率は51.2%になります。

千葉県全体では、49.89%の投票でございましたので、本庁では1.31%上回ったという結果でございます。また、全年代の投票率でございますが、本町が55.77%、千葉県全体では52.02%でございまして、こちらも3.75ポイント上回っておるところでございます。

ご質問いただきました選挙管理委員会としての投票率向上のための取り組みでございますが、町選挙管理委員会並びに明るい選挙推進協議会では、新有権者への周知やその年代への選挙制度の周知といたしましては、冊子で「18歳投票スタート！行ってみよう選挙」というものを6月の広報とともに全戸配布をさせていただいたものでございます。

また、7月2日土曜日でございますが、睦沢マーケットプレイスにおきまして街頭啓発活動を実施をさせていただき、選挙日や期日前投票の周知を図ってきたところでございます。その他、防災行政無線等でも周知なども行っております。

今後も、こうした投票率を上げるため、特に19歳の投票率が低いという結果が全国的にも出ております。こうした低投票率が顕著な若年層に向けて、新たな啓発活動や他機関との連携を含めて実施をして参りたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。まず、2回目の質問をさせていただきます。

選挙についてでございますが、周知はしたと。投票率も県よりは平均が18、19歳まとめるとよかったということでございます。数字から見れば、よかったからいいんじゃないのという話かもしれませんが、じゃ、選挙管理委員会として投票率を上げるために今の掲示板の設置の見直しとか、協議に上がらなかったのかなと思っているところでございます。

掲示板の設置場所等を見ている、私が選挙権を持った二十歳のころから今に至るまで、いつも同じ場所に設置をされているように思われます。これは同じ場所に設置されることによって効果を高めるといってもありますが、でもその二十何年かの間、道路の状況や様々な地域の環境が時代とともに変わっている中で、今設置をされていてふさわしくないような箇所もあるやに思われますので、そこら辺についての話し合い、取り組みは協議されたのか、再度お聞きをいたします。

それと、子ども医療費助成制度についてでございますが、昨年質問させていただいたときに、シミュレーションとして高校生までの医療費無償化にした場合、約350万弱、300万から350万というところで新たに資金が必要になるとお答えをいただいた記憶があります。

今回のこの負担金をいただいたときに、昨年ベースからシミュレーションの中で医療助成に費やす金額、増額は幾ら位の見込みで今回この制度を始めたのか、その金額をお聞きします。

それとあと、上市場県道についてでございますが、現状の進捗率に関しては十分わかったところでございます。そして、この県道の進み具合と一緒にまちづくりの地域活性化の、並行していかなければいけないということでもあります。

私としては、先程町長の話の中にございましたが、計画は進んでいるよと。だが、諸般の事情により見直しもしなければいけない場所も出てきたと。これは計画が少し変わったよということだと思っておりますが、この計画、今月末には説明会を開いて協議をするということですが、みんながなるべく早く、その情報を開示出来るのであれば開示していただいて、それに向かったいこうという意識のプラスアルファになると思うので、この変わった、もし計画図面等ありましたら、議長、ここは資料請求させていただきたいので、議長のほうもよろしく資料請求ということでお計らいをいただけますようお願いをいたします。

○議長（市原重光君） はい。

○13番（田中憲一君） それと、商工会の話が出て参りました。私も商工会の会員事業者の

1人として、町長、商工会、福祉センターにあるといいよねと個人的な考えと、個人的なことだと前置きでのお話でございますが、町長の言葉というのはすごい重みがあるわけございまして、住民と語る懇談会ということで上市場の区民センターで開催をされたときにも、何かの質問のお答えで、私は個人的に商工会がここにという話をされていました。

また、ある総会で話が出たということも聞いております。私は商工会の移設について異論があるわけじゃございませんが、町長のお言葉の重みを町民の方々は、ああもうそうなるんだってよと。町の方向性としてリンクをして考えますので、是非順番を踏んでご発言をいただけたらいいなと思うところもありますので、その商工会、福祉交流センターの跡地利用について進めていく考えについては、私も反対するところではございませんので、そこら辺順序を踏んでこれから是非進めていけたらと思います。

ちょっとまとまらなくなりましたが、選挙のその掲示看板の話し合いとかされたのかと、それとあと医療費の部分の増額見込みと、それから県道の部分ですね。是非お答えをいただけたらと思いますので、2回目をよろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田中憲一議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。増額関係については、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

それから、上市場県道の関係の設計変更の件でございますが、この後図面をお示ししたいと思いますので、お配りしたいと思いますので、議長のほう、よろしく願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） はい。お願いいたします。

○町長（市原 武君） それから、商工会の事務所の移転の件でございますが、順番を間違えると大変なことになるんじゃないかというお話でございました。これにつきましては、私も上市場区のほうから出来ればあそこの今、社会福祉協議会があります福祉交流センター周りのフェンスを外してくれないかと。そうすることによって、上市場の区民センターですかね。その有効活用が出来る。上市場の町民にとって非常に使い勝手のいいものになってくるんじゃないか、というようなお話もいただいております。

そのようなことも含めて、先程お話ししました社会福祉協議会のもし移転が、ということになれば、その跡地利用については商工会さんにしてもらいながら、そうすると上市場区の要望しておりましたフェンスを取り払って、なおかつあの辺一体が上市場の活性化につながるんじゃないかというようなことから、これについてはやはり住民がどうやって考えている

かということもリサーチしながら、というような思いから発言をさせていただきました。

これについては、まだ正式に商工会さんのほうに申し込みをしておりませんので、きちんと文書なりで申し込みをしながら、この対応について協議を進めていく。また、その内容について、議会のほうに報告をしながら、ご意見をいただきながら進めて参りたいというふうを考えております。

いずれにしましても、これを進めることによって、その大前段で小学校の跡地をどうするかという問題が絡んで参ります。たまたま社会福祉協議会、先程申し上げましたように指定管理期間が30年の3月31日ということで、ちょうど他ともリンクする日付になっております。そういうことが出来たら、私の個人的な考えではいいのかなと思って参りましたので、個人的なリサーチの中でも、感触をつかんでいるという思いであります。

そのようなことから、先程申し上げましたように、改めて商工会さんのほうに正式な申し入れをしながら事を進めていければというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） それでは、私から田中憲一議員の子ども医療の中の高校生まで拡充した場合の影響額についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、6月議会の市原時夫議員のときにもご報告いたしましたけれども、高校生の対象人数を171人と見込みまして、1年間の影響額、推計いたしますと340万円程度を見込みました。また、その中で300円の自己負担を新たにいただく部分となりますのが、260万円を見込みました。差し引き80万円が新たな町負担ということで算定してございます。以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鈴木庄一君） それでは、選挙看板、掲示板の設置についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

議員のおっしゃるとおり、ずっと長い期間その場所にあるということも、もちろんその住民にとっては効果があるということでもあります。私どももそのようにも思っております。

しかしながら、今回の選挙の中でも住民の方から、ちょっと場所が、というご指摘もありました。委員会としましては、その現状を確認をさせていただいているというところでございます。その内容について、選挙管理委員会の中でご報告させていただいたということもあります。

その結果でございますけれども、今回新しい選挙管理委員というものをこの議会で選任いただくという形になっております。そこの面と併せて、新しい形でやっていきたいというふうに思っておりますけれども、先程言ったとおり2箇所ほど指摘があったところも直していきたい。

それから、今言ったとおり新しい選挙管理委員会の中でも協議をしていきたいということでございます。しかしながら、次回の選挙が来春、千葉県知事選挙が予定されておりますので、それまでには方向性を出して、直すのであれば直す方向でやっていきたいと。それまでに周知をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。すみません、先程ちょっと1点確認をし忘れてしまいました。が、県道の件で町長の答弁の中で北側南側という言い方をしていたんですけれども、西側東側で統一で決まったと思うので、そこら辺ちょっと言葉の言い回しですけれども、その確認を後でしていただきたいと思っております。

それと、医療費の問題でございますけれども、80万円ということのシミュレーションをした。ただ、高校生償還払いになったときに、実際そんなに出ないんじゃないかなというふうに感じるところであります。

出来れば、本当にここの部分は強く推し進めていきたいなど。本当に子供に優しいまちづくりの取り組みとして、是非一步を踏み込んでいただきたいので、そこら辺細かく対応出来るような形に進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、最後に全部にかかわる問題ですが、ここのところ大きい事業に取り組む、また今の医療費みたいな本当に住民に強く太くパイプを持って取り組まなきゃいけない事業、様々あるわけですが、全て事業をやるに当たって財政計画、今の80万円の問題でもそうですけれども、財政計画って多分作っていると思うんですけれども、その財政計画、5年先なのか、この位の補助金を入れて計画するのかとか、また消費税が変わったらそれは変わるだろうけれども、ということでその財政計画全体にかかわるので、その財政計画もし作ってあるものがあれば、ご提示いただきたいと思っておりますので、議長、よろしくそこもお計らいをお願いをして、3回目終わりにいたします。

ありがとうございます。

○議長（市原重光君） ご答弁お願いいたします。

石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） 田中議員の高校生の医療費の関係ですけれども、高校生は償還払いということで、中学生等は現物給付だからその場で、医療機関で済むんですけれども、高校生の場合は償還ということで、今回対象となられます方に、全員に通知とその申請書のほうをお送りさせていただいて、漏れのないように申請いただけるような形を進めておりますので、まずその辺漏れのないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 上市場の歩道整備の北側とか東側とかの言葉の扱いですが、ちょっと確認をさせていただきまして後ほどお答えをしたいと思います。

それから、財政計画については、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 財政計画についてのご質問ですけれども、町としましては今のスマートウェルネスタウンの総合的な計画を含めたものというのは、今作っております。その他、内部的なもので財政計画は当然持っておるんですけれども、今、広域市町村圏組合の負担金とか、そういうものが今入っていない状態で作っております。そこら辺の内部資料であればあるということですが、計画的にはそれを含めて公表していきたいというふうに思っておりますので、現状では今そういう状況でございます。よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） これで13番、田中憲一議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで暫時休憩といたします。

（午前10時52分）

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前11時10分）

---

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 先程、財政計画の資料請求の件でちょっとあやふやになってしまったので、ご発言をお許しいただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

財政計画、先程、広域の部分等入っていないので資料として、というところで終わってしまったのですが、私としては財政計画は3年、5年を見て計画を立てるものだと思っております。その部分で、広域の部分が抜けているから今年部分は、じゃなくて、全体の部分で

出せる資料を是非出していただきたいという旨でお話をさせていただいたつもりなので、議長、是非、資料提示出来るものは資料請求させていただきたいので、その部分、ご発言、わがままありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 田中議員、出せるか出せないか、現時点で。その回答でいいですか。

○13番（田中憲一君） 出せないはずがないと思っていますので、出していただきたいというところで、是非お伺いをさせていただきたい。

○議長（市原重光君） それでは、当局の答弁をまず求めます。鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 先程はちょっと曖昧になってしましまして申し訳ございませんでした。

財政計画につきまして、先程申し上げましたとおり27年度の決算とかが決まり、そして広域の事業の内容が決まりまして、それから町長の任期の部分については財政計画を出せるというふうに考えておりますので、それが出来た時点で示させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） どうぞ。田中議員。

○13番（田中憲一君） 今年からの部分ではなくて、例えば昨年、3年間の財政計画を、その前の年から5年間とかその部分で上書きをして変わっていく部分はわかるんですけども、今まで作っていないという、今の理解でいいんですか。

○議長（市原重光君） 総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 財政計画につきましては、今までの部分があります。今までって新しい事業が入っていない部分についてのものはありますので、それでよければということになります。ただ、こちらとすれば、将来的な計画もあるし、町長の任期中もありますので、それも含めたものを今作っているところですので、それが出来たものを出したいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） それでは、計画が出来た時点で出せるというご回答ですから、ご了承ください。

市原町長。

○町長（市原 武君） 先程の訂正をお願いしたいと思います。

先程の田中憲一議員の一般質問の中で、歩道の東西南北の表現についてでございますが、確認いたしましたところ、議員おっしゃるとおり協議会で統一を図ったということでございました。議員のおっしゃっていたとおり南北ではなくて、今行っているのが東側で、新たに

歩道3.5メートル予定したいというほうが西側ということでご訂正をさせていただきます。  
よろしく願い申し上げます。

---

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、1番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。それでは、通告事項に沿って1回目の質問をさせていただきます。

7月10日に実施された第24回参議院議員通常選挙におきまして、18歳と19歳の有権者が初めて投票に臨みました。先程鈴木選挙管理委員会書記長が報告されましたが、本町においての投票率は18歳が62.5%、64名中40名。19歳が39.34%、61名中24名でございました。

千葉県投票率が18歳では53.92%、19歳は46.01%でございます。本町では18歳では比較的高い率ではありましたが、19歳については4割を切っています。千葉県並みに上げることは出来なかったのでしょうか。ちなみに、18歳の投票率71.64%という高い数値を出しました神崎町は、投票の手引き書を配り啓発したそうであります。活動の結果がそれなりにあらわれたと推測出来ます。ここで一つ目の質問ですが、先程田中議員への回答を伺いましたので、重複するために割愛させていただきます。

読売新聞が18歳、19歳を対象に実施した8月30日付の世論調査によりますと、参議院選挙で投票したと答えた人のうち、政治への関心が高まった、政治が身近になったと答えた人がそれぞれ7割を超えていました。投票行動が政治への意識を変えたと思われれます。

さて、キッザニアという施設が東京豊洲にあります。これは、今井教育長が詳しいようですが、ここでは子供が様々な職業を体験することが出来、ものづくりや接客を通して世の中の仕組みや経済の動き、貨幣の価値などを学びます。このキッザニアには、こども議会があります。議員の任期は2年。この間、それぞれの関心のある分野で研さんし、政治について学び、知識を高められる大変評価の高いプログラムと聞いております。

北欧のスウェーデンでは、18歳から選挙権を持ち、国会議員にもなれるようであります。2010年の国政選挙での18歳から29歳の投票率は何%であったかご存じでしょうか。実に79%であります。79%。なぜこれほどまでに高いのか。国民意識や社会制度の違いもあるでしょうが、一つには若者の声が国に届いているという実感が行き渡っているからといわれています。

す。そして、さらに重要なことは、主権者教育が学校の現場でしっかりと行われている。これらの積み重ねが若者の高い投票率にあらわれているようであります。

本町においては、人口減少対策として若者定住を掲げていますが、若い世代の投票率を向上させることは、この事業をリンクさせ、推進する一環と捉えてもよいのではないのでしょうか。若者が抱く町への期待感を、投票行動で実感してもらえる取り組みが必要かと考えます。また、小さいうちから投票は当たり前と思ってもらうためにも、投票所には子供同伴で行き、なれてもらう。あるいは、中学生には模擬議会などの経験が有効かと考えます。

このような観点から二つ目の質問です。若い世代の投票率を向上させるため、小さなうちから投票行動になれさせることが大切かと考えるが、数年後に選挙権を得る中学生には中学生議会を開催してはどうか。ご回答をお願いします。

次に、ふるさと納税についてです。本町は自主財源が少なく、財政指数が大変厳しいものがあります。トップセールスが続けられる市原町長を始め、関係部署の皆様の努力は聞いておりますが、今後の公債費あるいは社会保障費の増大を想定しますと、さらなる歳入の増加を図る必要があります。その中でも、前年比で伸びが期待出来るふるさと納税は返礼品などで地域経済を潤し、有益な制度となっております。この4月、改正地域再生法が成立しました。この法律には三つの仕組みが盛り込まれ、地方再生を着実に進めることが出来るものと考えます。すなわち、企業版ふるさと納税と、生涯活躍のまち制度であります。また、これとは別にふるさとチョイスを通して、クラウドファンディング官民連携事業も始まっております。いずれにしても、様々な素材を見つけ、歳入を増やす取り組みを進めていただきますよう要望します。ふるさと納税について2点お聞きします。

一つ、企業版ふるさと納税への対応は進んでいるか伺いたい。

二つ、本年度の状況はどうか、また新しい取り組みがあれば伺いたい。

以上で1回目の質問を終わります。ご回答をお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

私は2番目のふるさと納税にお答えし、1の投票率向上については教育長と選挙管理委員会書記長からそれぞれお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ふるさと納税につきまして、1点目の企業版ふるさと納税への対応は進んでいるかについてでございますが、3月の議会定例会において概要をご説明いたしました。手続の流れは次のとおりとなります。

まず、地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を計画立案し、企業に相談を行い寄附の見込み、内諾を得ます。そして、このまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を地域再生計画として内閣府に申請し、内閣府が事業を認定、公表すると。その後、認定を受けた地方公共団体が事業を実施し、事業費を確定させ、企業がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の払い込みを行うという流れでございます。

これは、自治体が地域活性化のアイデアを練り、企業の賛同を得た上で、国の地方創生につながる事業として認可を受けたものが寄附の対象となるもので先般、全国で87自治体、千葉県は1自治体が初認定を受けております。ちなみに、千葉県は栄町のみでございます。

本町では、こうした民間企業に魅力的な新たな事業の創設を目指したいと考えますが、まずは個人のふるさと納税を増やすため、返礼品の充実やPRの方法を工夫して、本町のよさを全国に紹介して参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の本年度の状況と新しい取り組みについてでございますが、8月末の実績では1,336件、寄附額2,526万8,101円となっており、昨年同月の約半数となっております。これは、平成27年4月には税制改正がありまして、控除される納税額の拡充や確定申告が不要となるワンストップ特例制度が創設されたことから年度末を手控え、新年度当初に申請が大幅に伸びた経緯があり、本年の状況としては一定の成果を得ているというふうに考えております。

また、新しい取り組みがあればということでございますが、返礼品を充実することによりまして納税者の選択肢を広くすることで、ホームページのレイアウト等でイメージアップを図る他、ブランド米としてのむつぎわ米を中心といたしました本町の産品を全面的に押し出し、貴重な財源の確保と本町の産業の発展にもつなげたいと考えますのでご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

公職選挙法の改正で選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、議員がおっしゃるように若い世代が国の仕組みやまちづくりに関心を持つことは、これまで以上に重要なことと認識しており、本町の教育現場においても、主権者としての自覚と社会参画の力を育む主権者教育に取り組んでいるところでございます。

一例を挙げますと、1学期に睦沢中学校2学年の社会科では、身近な地域の学習というこ

とで睦沢町の特徴、変化、課題などを自ら調査し、10年後の睦沢町について熱心な討議を行いました。このときの授業には、まちづくり課の職員がゲストティーチャーとして招かれ、現在の町の政策などを具体的にわかりやすく講話をいたしました。このときの様子は9月号広報に掲載しておりますけれども、このように現実にある課題について、自らの問題として捉え、主体的に考え、判断するといった学習活動は、主権者教育の実践事例として評価出来る事例であると考えております。

また、中学校において、生徒会役員は立候補者の中から選挙により選出しておりますが、その際には国政選挙等で使用される実際の投票箱を使用し、投票の体験を通して自分たちの代表を選ぶ大切さも学んでおるところでございます。

ご提案の中学生議会でございますが、直近では平成25年度に町制施行30周年事業の一環として小中学生14人を対象に、睦沢町こども議会を開催をしております。

しかしながら、今日の主権者教育の観点から捉えますと、一部の児童生徒のみの疑似体験的なものでは不十分と思われまますので、今後は児童生徒全員がかかわれるような移動議会形式など、主権者教育の充実についてさらに検討を進めて参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（市原重光君） 鈴木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鈴木庄一君） それでは、選挙についてお答えをさせていただきたいと思えます。先程、田中議員の質問でもございましたので、重複する場合がございますらご容赦願いたいと存じます。

この7月10日に執行されました参議院議員通常選挙及び睦沢町長選挙から、いわゆる18歳選挙が適用となりました。18歳、19歳の啓発活動ということで、先程も申し上げましたが「18歳投票スタート！行ってみよう選挙」という冊子を6月広報とともに全戸配布をさせていただいたところでございます。これまでですと、町の成人式における啓発として、新有権者に配布物を配布させていただいて、こういう機会があるということで啓発をさせていただいたところでございますが18歳、19歳となりますとそのようなことが出来ませんので、全戸配布というふうな措置をさせていただいたところでございます。

しかしながら、先程議員の質問もございましたとおり、神崎町では70%を超える投票率だったということでございます。そういう意味も含めまして、新制度の周知という意味から、新たな対象者に、もう少しきめ細かな対応が必要であったという認識は得ているところでございます。

特に、19歳の投票率が少ないというご指摘でございましたが、こちらに関しましてはやはり、住民票を移さないで大学等に行く方が、またなかなか戻って投票するということが出来ないということがございました。そういうことに対しても、新制度では対応出来るようにしていたわけですが、なかなか周知が出来ていなかったという点があるかと考えております。

今後、全体の投票率、特に若年層への啓発につきましては、SNSやインターネットを通じて、以前より政治が身近に感じられていることもあるというふうに考えます。選挙権を持つことの意味、選挙のルールなどを正しく理解する、そういう環境を作っていきながら啓発活動を行ってきたいというふうに考えております。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） ご回答いただきましてありがとうございます。今井教育長がおっしゃられました移動議会形式なのですが、これはもう少し具体的に申しさせていただくとどのようなものを想定されていますでしょうか。

それから、19歳、今回不調だったわけですが、今、投票所がどんどん増えています。大学なんかでは期日前投票と同時に、不在者投票も出来るようになってきているわけですね。昨年12月、私どもの町議会議員選挙のときは不在者投票が、期間がたった4日間しかなかったんですけれども、20名の方も不在者投票をしているんです。国政になりますと16日、今回17日ですが、長いわけです。ですから、周知することはそんなに難しいことではないと思うんですね。それともう一つ、町全体の全世代の投票率をお聞きしたんですが、今のところは第3投票区しかないということなんですが、町有権者の2割弱の数、これが見本になってしまうんですけれども、出来ればやっぱり若い人の投票率を上げるという意味では、毎回の選挙の後というのは厳しいと思いますけれども、5年に一遍とか、10年に一遍ぐらいは町内全有権者の全世代の投票率というデータもあったほうがいいんじゃないかと思うんです。

ほかの町でやっていないよとか、国・県に対してはそういうのは必要ないんだということもあるかもしれませんが、やっていなければやっていないほど、かえって睦沢がそういうことをやって、若者の投票率向上に働きかけているということが逆に目立つわけですから、そういう意味もあって、是非ともこれは長期的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） ただいまのご質問の移動議会はどういうものかということでございますけれども、私が構想しているのは、この議場ですと限られた数でございますので、学校の体育館等を使い、全校児童または生徒が参加する中で町部局、また教育課部局がその子供たちの質問に答えるということでございます。

その質問については、中学生なり小学生が今、町についてのいろんな取り組みに対する疑問であるとか、こんなことがいいんじゃないかという提案、そしてまた、子供たち自身の夢をかなえるためのこんな思いがあるんだということの話をしながら、夢を語りながら、それを部局で応えていくということでございます。その内容も、個人の考えではなくて学校で、皆さんの代表になる代表議員がしゃべるわけですから、その意見もみんなが吸い上げて、みんなの気持ちを代表するというそんな形で、まさにこの議会と同じような、みんなが選挙して選んだ方へ思いを託す、そういう代表者が議員という立場になった発言をし、それに対する町当局からお答えをするという、そういうことでございます。

もちろん議員の方々には、後方でその様子を見ていただきながらも大変大事かなと思ってますし、時には議員さんが、これは移動議会の問題は今の問題です。質問ですから答えています。そんな形で移動議会を行いたいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 鈴木選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鈴木庄一君） まず期日前投票の件についてでございますが、今回の参議院選挙の後の検証の中で、選挙の場所を大学にしたいとか色々例が出てきました。そういうのも参考にしていきたいと思いますが、もちろん選挙によって期日前の期間が決まっておりますので、その中で周知する、短い場合はちょっと厳しいのかなというふうに思いますが、国政の場合はそれなりに期間ございますので、周知の時間はあるということでございますので、十分検討して参りたいというふうに思います。

それからもう一点、分析についてでございます。年齢別の投票者数の数値というのは、睦沢町の場合は三つ投票区がございまして、そのうちの一つ、一番人口の少ない投票区ということで第3投票区について集計をしております。先程言ったとおり全世帯、全区をやっていきたくて、これからやっていって集計をして公表していきたいというふうに思います。ちなみに、第3投票区の場合の一番投票率の高い年代層というものは、70歳から74歳までが74.49%が1番でございます。それから、60歳から64歳までの71.43%が2番目。3番目が65

歳から69歳までが3番目ということで、60歳から75歳までが1、2、3というふうな形で進めております。それで、最も少ないところが25歳から29歳が29.85%ですね。それから、20歳から24歳までが37.21%ということでございますので、やはりこの年代については低いという形になっております。ちょっと時間かかることとございますけれども、集計をさせていただいて、機会を得て公表していきたい。そして、啓発につなげていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 東京練馬区なんかでは、毎年やっております。大変好評ということもありますし、それなりの成果が出ているのだと思います。やはり、代表選手もいいのですが、今おっしゃったように全員参加のグループ参加というか、そんな形で進めていただければ大変ありがたいなと思います。ご回答は結構です。あとデータ、全投票世帯の投票率、是非取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。これも回答結構でございます。

以上で終わります。

○議長（市原重光君） これで、1番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、久我政史議員の一般質問を行います。

久我議員。

○4番（久我政史君） 4番、久我です。

むつぎわスマートウェルネスタウンについて質問したいと思います。私、少しずつ勉強しているわけなんですけれども、この計画は先程もお話がありました人口の減少問題、これから出発したというふうに思っております。お金をかけてやる町にとって一大事業であって、失敗は許されないと、こういうふうに私も思っているところでございます。住民も夢を持って、期待もしているわけなんですけれども、不安を持っている方もいると。そういう方の、私もその不安点を解消、少しでも出来ればということで質問したいと思います。

施設整備費ということで、ちょっと私も読ませていただいたんですけども、PFI事業というのは、建設から運営までずっと長期にわたってやるということで、今、何十億という話が出ているわけなんですけれども、そこに町の出費が大幅に削減されると、こう書いてあります。大幅ってどの位かなと、まず単純に私思っ、これはやっぱり聞きたいなと。100円で幾らとかとは違うわけですから、その辺で大幅というのは例えば3%なのか5%なのか、額

とその辺を私なりに理解したいなと思って、まず、お聞きしたいわけです。

そこに、いろんなお金が、町の出費と、ここ入ってくるお金が色々ありまして、交付金のこと書いているわけですがけれども、何か交付金というのが幾つあるのか、何本というかちょっと数え方がわかりませんが、これこれこういう交付金があると、一つ二つ三つとか、何かその辺が、じゃ、それが何年、しょっぱなにどこで入ってくるのか、幾ら入ってくるのか、いつ入る。そういうことがわかると非常にいいなと、私なりに。いついつ何億円が入ってきますとか、そういうところが、あるいは今これから探して、まだもう幾つか出来ればとか、いつかの説明ですね、今やるのは最小のあれだと。もっと出来れば本当は規模を大きくしたいんだという話もありますので、そういうことも考えているのであれば、その辺をお聞きしたいなと、まずは。

その次ですけれども、施設の運営形態というのを読ませていただいたんですけれども、この販売する手数料というのはもちろん生産者と相談するのだけれども、それを提案するのは事業者であると。生産者というのはいささかある意味では弱いところもあるのかなと思うわけですが、その生産者を今、何をこれから色々なのを増やしていくということで今やっているわけですが、専門家を頼んで勉強会をやっていると、そういう資料もいただきました。そういうことやっているんだなと。

その辺が、どんどん増やしていくんだらうけれども、私が心配というか、ほかの人も心配幾つか出ているのが、その量が陸沢で賄う。基本的にはそういうことで始めると思います。陸沢の人が作って陸沢の人が収入を得ると、そういうわけで出来るだけどんどん増やしていくということで計画していると思うんですけれども、量がどんどん増えればいいんだけど、作る人はこれじゃお金になるかなとかならないかなとあって、そういうのはどうなるのかなと。作る人がまず増えてくれればこんないいことはない。今、講習会とかでそれは増えているでしょう。じゃ、その人が全部作るかというのと、そこはちょっと私は心配しているわけね。

理想は陸沢の人が、だけれども、商品が少ない。そういうときに、私が業者であればよそで売れるものをやっぱり持ってきて売ると。そうでなかったら商売潰れてしまいますので、そういうことになるんだらうなと。その辺をどの位の時期といいますか、これじゃやっぱりちょっとということで、そういう話し合いもちろんやると思うんです。読んでいるとモニタリングをやるとか書いてありますので、そういうことは大事であらうなと。そういうところの話が、住民にもわかるようにしてもらえるとありがたいなと。今のところ調子いいん

だなどか。是非そういうところを透明化といいますか、是非その辺を教えてもらえればなど。

私も野菜とか作っているのだけれども、売れそうないのがいっぱい出来るときと、どうにもならないみんな今は食べられちゃうとか、いろんなことが起こるだろうと。あと私なんか持って行って、また取りに行くとかという話も、これちょっと難しいなど。どこかで取りに来てくれるという話も検討しているとかという話もあるので、年齢がこれが何年か続いていけば、そういうことも起こるだろうと。是非そういうことも検討しておいてほしいなど思っているわけです。

あと、読んでいったときに、施設の面積に応じて使用料を町に払うと書いてあるんですね。だから、どの辺を、面積は大体決まっているだろうし、そういうときにこの辺の、あるいはこういう商売をやっているところの何を基本にして、こういうのを基本にして、これは町が交渉するしかないと思うんですね。PFIというのを私が読んでいる範囲だと、何か決定権が事業者にあって、余りこちらが強く言えば業者が撤退してしまうと。普通に考えればそうだろうな。これ撤退しないようにとって言いなりではいけないと。ここが町の役割といいますか、そこに、議員も何やっているんだよと言われないように情報公開してもらって、これならしょうがないだろうと、町の責任にしてもしょうがないわけですね。

是非そういうところで色々、町長さんは意外と早く、まだ自分が先程聞いていても商工会に言わないうちにやったとか、私なんかきつと、商工会に、こういうことを考えているんだけどよと言って、正式じゃなくて言っておいて、反応を見て正式に出すと。私は単純にそういうふう考えるので、正式に決まってから議会にいうんじゃないかと。私はそういうことのほうがよりいいのではないかと、単純にそういうふう思っているわけです。

勉強不足であれなんですけれども、是非わかる範囲で教えてもらえればと、よろしく願いします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、久我政史議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、施設整備費について。1点目の、施設整備について交付金の情報を勘案しながら、一時にまたは定期的に支払うとあるが、交付金が幾つあり、幾ら、またいつ入る予定なのかについてございますが、まず前段の、施設整備について交付金の情報を勘案しながら一時にまたは定期的に支払うの意味は、施設整備いわゆるイニシャルコスト部分につきましては、国の補助金・交付金を活用する予定でございます。

この補助金・交付金については、確実に何年度に幾ら交付されるという保証はございません。国の予算の状況あるいは他の自治体への配分、幾つかの要因で、予定より少なく配分されることも考えられます。

このようなことから、建設期間を平成30年度から平成31年度と2年にまたがらせ、単年度ではなく2か年にわたることで、交付金等の配分額が少なくなるリスクを回避している。2年かけて最大に予定している分だけもらいたいということで、単年度の補助事業ではなくて、複数年度にしてあるということでございます。経済対策などによって2年目の交付金が前倒しされることも考えられるため、一時に支払える場合もあり、また前倒しされなかった場合には2か年にわたり支払うということにもなります。これが、交付金の情報を勘案しながら支払うということでございます。

後段の交付金が幾つあり、幾ら、またいつ入る予定なのかについてでございますが、まず交付金の種類でございますけれども、施設整備費で予定しているものといたしまして、国土交通省所管の重点道の駅整備計画及び地域住宅計画に基づき交付されます社会資本整備総合交付金。それから、農林水産省所管の地区活性化計画に基づきます農山漁村振興整備交付金を活用する予定でございます。全て法律に基づいた交付金事業でございますので事業の採択要件、施設規模や事業費または用途制限などを満たす場合に限り交付がされます。また、金額につきましては、実施計画に記載の6億6,000万円を見込んでおります。いつ入るのかにつきましては、先程お答えしたとおりでございますので、そのときの状況によって変わってくると。

次に、2点目のPFIは建設から運営まで民間が長期にわたり実施しておりますので、町の出費が大幅に削減されるといわれているが、大幅とはどれくらいを予想しているのかについてでございますが、本件についても実施計画書において記載されております。

まず設計、建設費につきましては、従来型の事業執行による事業費より、PFI事業により実施したほうが2億2,300万円削減されるというふうに想定しております。次に維持管理、運営費においても年間513万円が削減出来、20年間の管理、運営期間を通じて1億260万円の削減額となると見込んでおります。合わせますと3億2,000万強の削減額というふうに見込んでおるところでございます。

続きまして、施設の運営形態についてでございますが、1点目の販売手数料は事業者が提案するが商品の魅力が落ちたり、出荷者が少なくなれば、事業者はほかから仕入れると思うがそれでよいのかということでございますけれども、そうならないように、次の質問にもご

ございます。専門家を招へいしました農業と道の駅の連携による持続可能な生産・販売体制づくりプロジェクトを実施しているものでございます。これは議員もおっしゃっていたとおりでございます。

また、事業者に対しましても、要求水準の中で農産物等の小売り、物販施設では、主としていたしまして本町及び周辺地域で生産された農産物等を販売することを要求しておりますので、これに大きく違反すれば、事業者の責めに帰すべき事由による要求サービス水準が達成されないということになりましてペナルティの対象となる。ということで、これは守られていくだろうというふうに想定をしているところでございます。このサービス水準が未達の場合には、改善勧告を行いまして、協議を経て改善計画書の提出をさせ、予定日までに改善がされない場合には再度、勧告、協議、改善計画書の提出をさせ、なおかつ予定日まで改善がされない場合にはサービス対価の減額、最悪の場合は契約解除に至ることもありますので、事業者におきましては、要求水準が達成出来るような方策をとっていくこととなります。ということで、要求水準書というものを作って、そこで縛りをかけておるということでございます。

2点目の、専門家を招へいして直売所の魅力を出していく仕掛けを始めているが、生産者の意識を変えることは非常に難しいと思われるが、何か考えはあるかについてでございますが、議員おっしゃられるように、生産者の意識を変えることは難しいと思われまますので、専門家を招へいして魅力を出していく仕掛けを行っているものでございます。

具体的に申し上げますと、農業及び直売所経営についての専門家を招へいした中で、つどいの郷むつざわで組織する調査研究会と協議調整を行いながら、道の駅での出荷指導や来客アンケートの実施、そして集客イベントの開催などを行うとともに、アンケートや過去の販売データの分析結果、いわゆるエビデンスに基づく農産物を売るための具体的な工夫や、春夏秋冬その時期の売れ筋品目の栽培についてなどの講演会の実施、また会社などを定年した後には農業を始める定年帰農者といわれる方、定年後に就農を検討している方、農家でなくても農産物の栽培に関心を持っている住民を対象といたしまして、栽培の基礎や実際に農業を学べる場として農業塾の開催を行っております。

この農業塾につきましては既に7月から実施をしており、月1回のペースで本年度は9講座にわたって開催をいたします。講座は、座学と実習から構成されており、基礎的なことから高度なことまで幅広く学ぶことが出来、道の駅や直売所の出荷者だけでなく、将来的に就農を考えている方も気軽に参加出来るような形をとっております。また今後、加工品の試作品づくりについても、加工品フォーラムや相談会の実施、さらにはレシピづくりや調理実習

といったことも行う予定でございます。

最後に、3点目の施設面積について、使用料を本町に支払うとありますが、何を基準にして相談するのかについてでございますが、これは独立採算施設及びB O O施設になるわけですが、独立採算施設につきましては土地と建物の使用料となり、B O O施設については建物は事業者の所有ですので、土地のみの使用料ということになります。基本的な考え方でございますが、基準については町の使用料条例に基づくもので、土地については1か月当たり土地の評価額の1,000分の3、建物については家屋の評価額の1,000分の5を、これ基準、参考といたしまして、事業者からの提案を受けることとなります。

それから、巡回集荷のお話も出ていたようでございますが、これにつきましては、農家アンケートの結果では、車による道の駅の巡回集荷があれば利用しますかという問いに対しまして、巡回集荷の希望者は意外に多いことが想定出来ました。しかしながら、道の駅や直売所で巡回集荷を実施する場合、課題となるのは、集荷の作業を誰が担うのかといった人的な問題と、集荷に要する金額をどれほどにするのかといった費用的な課題がございます。出荷者や直売所に見合った巡回集荷のシステムを作り上げなければなりませんので、今後、巡回集荷についての全国的な事例等を研究しながらシステムの構築をしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、希望はかなりありそうだとということでございます。

以上で、1回目のお答えとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今、説明をお聞きして、私も聞かれても、大分これで説明出来るなど。明るい面と申しますか、私、今お聞きして、これで農業塾が一番問題になるかなと、ここがうまくいけばという考え。これは近くで色々な人に色々話して、やっぱり人が増えることが大事だと思うんですね。何人か、本当に少ないだけじゃ好きにやっていると、こうなってきたはいけないと。

みんな家庭では少しはやっている人は結構いますので、そういう人が参考に出来るように、こういうことをやったらどうだとか、是非そういう情報も流していただいて、この計画がうまくいけばいいなど、是非私もこれを応援していきたいなという気持ちで今いっぱいです。

以上です。

○議長（市原重光君） 答弁、要りませんか。

○4番（久我政史君） 要りません。

○議長（市原重光君） これで、久我政史議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時56分)

---

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きますけれども、これより一般質問を続けます。

(午後 1時00分)

---

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 5番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に沿って質問します。

一つ目、町の行政運営について質問しますが、その前に議長に伺いたいと思います。

今回、一般質問を通告し受け取られた後に、事務局長から「短くしてください」と言われました。睦沢町議会会議規則にも、睦沢町議会事務局組織規程にも、事務局が議員を指導・監督する規定はなく、また一般質問への制限も設けられていません。

通知にも、質問用紙は具体的に、とあります。他の議員何名かにも聞きましたが、通告の際に局長からの職分を超えた言動がこれまであったそうです。議会活動を阻害するこのことは、議会軽視も甚だしく、なぜ問題にならないかと不思議で仕方ありません。規程には、局長は議長の命を受けて事務を掌理するとありますが、このことは議長の命を受けたものなのでしょうか。

それでは、質問に入ります。近年、様々な事務の遺漏や町民に対する行政サービスの不備が見られます。税務住民課では、条例改正の遅れ・不備が目立ち、また窓口では固定資産評価証明書でまごつき、家屋調査したところ家屋調査していない建物があることが判明しました。

固定資産税は町の基本的な税収だと思いますが、航空写真を多用したり、実際に歩くなどすればわかることを、何もしないということでしょうか。記憶違いでしたら申し訳ありませんが、町長が課長だった時分には確かどこからともなくあらわれていたような気がします。

まちづくり課では、住民の空き家に対する問い合わせに対する応答がなく、何か月も放置だったそうですが、回答の内容がどうあれ、途中経過なり一声、声をかけるべきではないでしょうか。

また、通告時点でスマートウェルネスタウンの土地買収が終わっていない土地を、地主に何の連絡もなく立ち入り禁止にしており、土地の所有権に対する認識が甘いのではないのでしょうか。先日は、農作業の邪魔になる場所にスマートウェルネスタウン造成に関する立て看板を立てられ、撤去していただきましたが、大きな事業をやるのですから、周囲に対しあつれきが出ないよう慎重に物事を進めるべきではないのでしょうか。

産業振興課では、昨年堰の堆積している土砂の件で用水組合が相談したところ、自己負担は多いが適合する事業があるので、組合の負担を見積もりしてくださるとの話でしたが、あれから1年近く放っておかれております。その間、2回ほどお問い合わせしましたが、ナシのつぶてです。

また、昨年から2回ほど多用途米の加工にはどうしたらいいかとのお問い合わせしましたが要領を得ず、こちらがまごまごしているうちに、加工に自家産の多用途米が使えなくなりました。町は六次産業化を推しておりますが、やる気がないのでしょうか。

秋には二つのテレビ番組、全国的な農業雑誌にて紹介され、睦沢町の知名度を上げるべくこちらは努力していますが、逆に損害を受け、足を引っ張られるとは思いませんでした。

産業振興課長の前回の答弁で、「嫌われない程度に密接な関係を保たせていただき」という発言をいただきましたが、それならば折に触れコンタクトをとる、聞かれたことはそのときわからなくても調べる、それ位すべきではないのでしょうか。こうなってくると、密接どころかかわりも持ちたくないのではないかと思ってしまう。以前にも、産業振興課では情報流出など2件ほど大きな失態を犯しましたが、その教訓は全く生かされていないのでしょうか。

色々申しましたが、私が把握している事柄だけでもこれだけあるということは、町の行政運営において町民の不利益となる事務事業が多々あるであろうことは、想像にかたくありません。

町長が続投になりましたが、このような調子で果たして町長の思う町政が行われるのでしょうか。このままだと、スピード感を持って走った睦沢号は、走ったまま分解していくおそれはないのでしょうか。町長のやる気に対し、職員が追いついていないのではないのでしょうか。

そのあたりをどうするか、お考えを伺いたいと思います。

二つ目、町民の安全について。

先の定例会にて、一定規模以上の堰やため池については、県が点検をしているとのことでしたが、町民の安全を守るのは町長の役目ではないのでしょうか。先の答弁では議会にも町民

に対しても通るものではなく、町民への責任を放棄するものではないでしょうか。

前回の一般質問、堰やため池の耐震診断や対策等について、再度伺いたいと思います。現在の堰やため池の点検、耐震診断、対策、状況の公表はどうなっているのでしょうか。堤体等の補修は、多面的機能支払交付金事業で対応しているそうですが、これまでの実績を伺いたいと思います。

また、常々町は農業を基幹産業としていますが、それならば多面的機能支払交付金事業ばかりでなく、防災という面からも他の資金を投入すべきではないでしょうか。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田邊明佳議員の質問にお答えをいたします。

町の行政運営につきましては、近年様々な事務の遺漏や行政サービスへの不備が見られるとのご指摘でございますが、そうした事例に対しましては真しに受けとめ、検証の上今後の対応に万全を期すよう、組織として再発防止に努めて参りたいと存じます。

先般、2期目の就任に際しまして、職員への訓示の中で私の政策遂行への決意と、職員一同のさらなる研さんを指示したところでございます。

また、町長のやる気に対し、職員が追いついていないのではないかと、とのことでございますが、町政運営は町職員一人一人の腕にかかっているところでございます。町長のやる気だけで進むものではありません。職員がしっかりとした意識のもと、仕事へのやる気や仕事環境も改善しながら、人事評価等を活用しながら、適切な人事管理を進めることで、より効率的な住民サービスが提供出来るよう一層の努力をして参りますので、よろしくご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

また、議員の立場からも職員の指導についてもお力をお貸し願えればと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、2点目の町民の安全についてでございますが、近年、豪雨や大規模な地震等により、ため池等への被害が発生していることを踏まえ、全国で一斉点検が行われました。これは、国の指針に基づき、県及び市町村が行ったもので、平成25年度に下流に人家や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等の防災重点ため池9,337箇所、平成26年度に受益面積2ヘクタール未満0.5ヘクタール以上のため池、平成25年度実施箇所を除くということで、4万3,911箇所について実施をいたしました。

本町では、ため池台帳に記載のあります39箇所のため池のうち、平成25年度に今堰や夫婦

堰など32箇所を県が、平成26年度に睦沢ダム等7箇所の点検を町が実施をいたしたところがございます。点検内容は、堤体や護岸の漏水、クラック、洪水吐の有無、下流状況の影響度、崩落履歴などについて点検を行ったもので、結果はクラックありが2箇所ございました。顕著な漏水があり1箇所で、管理状況を含めおおむね良好というものでございました。

このクラックにつきましては、常時水が溜まっている場所ではないことから修繕はしておりませんが、漏水については既に多面的機能交付金制度を活用し、対応済みであります。これまでも緊急的に修繕等の対応が必要となった場合には同様の対応をしており、昨年度までに3箇所のため池につき、4件の漏水等の修繕を実施して参りました。

なお、この点検はあくまで現状を確認するためのもので、耐震診断ではないことから、災害面において万全であるとは申せませんが、幸い各ため池の下流域は人家等も少なく、決壊等の場合は水田に水が流れ込む状況が考えられます。

ため池や堰における施設の管理は、各区や用水組合が行っており、さらに受益面積2ヘクタール以上のものは所有も同様のケースが多いことから、河川等とは違い耐震診断等の調査や、改修工事の実施につきましては地元負担も生じて参ります。そのようなことも踏まえ、現在のところため池や堰の改修工事等については、防災の面からだけではなく、従来行っていた方法により対応したいと考えますので、今後、施設の管理者や関係機関とも十分協議し、検討して参りたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 町の行政運営について、何回か発言、これまでもしてきましたが、改善する気はあるような感じではありますが、それもなかなか出来ないような感じで、町長がいつもすみませんと謝っておりますが、よろしく願いいたします。もう謝っているのは余り聞きたくないので、よろしく願いします。

固定資産の家屋調査ですが、満足にやらないで本来取るべき税金が取れていないという現状がありますよね。それで、また企業の償却資産についてもきちんと調べているのでしょうか。町税は頑張っており立っていますが、はかばかしくありませんと毎年のように言っていますが、仕事が足りていないがゆえの取りこぼしもあるのではないのでしょうか。

あと、余談ではありますが今年は悪天候によって稲が倒れたところが多くあったんですけども、坪六耕地は過去に町が一番最初に土地改良を行ったところで、砂利の道をそのままならしてしまい、多くの砂利が田にあります。

ふだんであれば特に問題はないんですけれども、今年のような悪天候で稲が倒伏して圃場がぬかると砂利ももみもともに上がってしまい、我が社では、もみすり機内の粗選機では間に合わずに色彩選別機に砂利が入り、何度も故障しもう一度粗選機を作業ラインに入れて対応しましたが、坪六で。

色彩選別機のない耕作者では砂利が玄米に入って、商品価値を下げていると思います。一例を申しましたけれども、こうして過去の町の負の遺産が住民の損害となり、圧迫している現状は多々あります。町は行政運営について、もっと慎重になるべきではないでしょうか。

また、多用途米の件ですが、せっかく作ったモミロマンは全く6次産業化に使えなくなりましたが、町は町民に対して損害を与えるという行政サービスも行っているのでしょうか。多用途米も堰の土砂の件も、担当交代時に引き継ぎがなかったのだらうと推測しますが、そういったことから各課で異動せず全てを掌握するようなエキスパートといったようなポジションの方を育成することも考えてはいかがでしょうか。

また、スマートウェルネスタウンの土地買収では、相続についての調査不十分により、実際の買収完了は8月末でした。住民に迷惑をかけ、かけた形になっておりますが、スマートウェルネスタウンは町民の期待も不安も大きい事業です。他の議員も申しましたが、本当に今のところ期待も不安も相当なものでございます。細心の注意を払って慎重に進めていただきたいと思います。

そうでないと、町は大きいことばかりで外から人を集めるのに懸命で、もとからいる町民は置いてけぼりだという、そういった声も大きくなってきかねないと思います。とりあえず、固定資産の家屋調査と、そちらの答弁をお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊議員の2回目の質問についてお答えをしたいと思います。

まず、固定資産の評価でございますが、議員もご承知のとおり3年に1回評価替えというのがございます。その評価替えの内容につきましては、家屋等につきましては実地に調査をするというようなことも指導書の中に入っておるといふふうに記憶をしております。

最近においては、航空写真等を使いながらそういう確認を行っているんじゃないかというふうに推測をしておりますが、評価替えにつきましては3年に一遍あるので、最低限は3年に一遍実地調査をするなり、最新の航空写真によって確認するなりというようなことで、職員には先日指示をしたところでございます。そのようなことで、税の取りはぐれがないように十分注意をして参りたいというふうに考えます。

それから、ご指摘の点、一々ごもつともでございますけれども、そこら辺につきましては、内部牽制をさらに進めながら、それこそ行政報告でもいたしました。他にも間違いがあったということで、内部牽制をとということでさせていただきたいと思いますが、大変町民の皆さんにご迷惑をおかけしていると思いますが、また議員からも温かいご指導を職員に対していただければ、よりまた職員も一生懸命やっただけなのではないかと期待するところでございます。よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊さん、よろしいですか。他にない。

○5番（田邊明佳君） ありません。

○議長（市原重光君） ないようですから、これで5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎議案第1号～議案第6号の一括上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第4、議案第1号 睦沢町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議案第6号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町においては、少子高齢化による児童・生徒の減少により、瑞沢小学校においては複式学級の編成をせざるを得ない状況の中で、平成25年度に学校の様々な課題を議論する場として、睦沢町学校等問題調査検討委員会を設置し、多くの議論がなされ、3件の意見書が教育委員会へ提出されました。

その中でも土睦小、瑞沢小の再編は望ましいとの結論が出されており、これを受け町教育

委員会では、文部科学省で示された基準をもとに、適正な学校規模の中で子供たちの学びを保障することが必要であるとの考えから総合教育会議を経て、睦沢町立小学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定し、小学校及びこども園の保護者や地域住民等を対象に、小学校再編に関する説明会等を実施し、意見交換を行って参りました。

さらに、再編を円滑に推進するとともに、新しい学校づくりについて議論をするため、保護者の代表、地域住民の代表、学校支援ボランティアの代表、この他学校職員や学識経験者などで構成する睦沢町立小学校再編準備協議会を7月に立ち上げ、細部にわたり幅広い意見交換が出来る体制を整えるため、三つの専門部会を設置し協議を進めております。

このたび、再編準備協議会から、再編後の校名を睦沢町立睦沢小学校とし、土睦小学校の校舎を利用して平成30年4月に開校する旨の報告書が提出され、教育委員会並びに総合教育会議を経て、ご提案させていただくものでございます。

まず、再編後の小学校名については、現在の睦沢こども園、睦沢中学校名との兼ね合いを考えましても、睦沢町立睦沢小学校の名称が適当であると考えます。

次に、学校施設については、児童数、既存の教材数等を考慮し、現在の土睦小学校を使用したいと考えます。

最後に、開校の時期は報告にもあったとおり平成30年4月とし、この再編準備を円滑に進めさせていただくため、名称及び位置について本条例の一部を改正しようとするものでございます。

小学校再編につきましては、両小学校の長い歴史の中で培ってきたそれぞれの地域の方々の思いがあり、学校を閉校することは断腸の思いであります。しかしながら、子供たちにとってよりよい学びの環境を整えることを第一に、両校のよさを生かした教育課程の編成、また施設等の整備に向けて、今後も再編準備協議会の報告を尊重し、地域とともにある学校づくりを目指し、教育委員会との意思疎通を図り、遺漏のないよう準備を進めて参ります。

また、再編後の学校の跡地利用については、まずは瑞沢地区の皆様の様々な意見を聞く場を構築するため、本議会補正予算に計上いたしました、瑞沢地区地域活性化プロジェクト事業をご承認いただき、本事業をもとに地域活性化と町事務事業の効率的な運用など、広範な視野を持って小学校再編と併せ、進めて参りたいと考えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第2号 睦沢町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

睦沢町東日本大震災復興基金は、千葉県の「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の交付を受けて平成24年度に設置した基金でございます。これまで、防災力の向上に資する事業に充当し、避難所看板の設置や避難所及び自主防災組織の防災用備品の整備等に活用して参りましたが、平成27年度をもって基金の活用が終了したことから、本基金を廃止するため本条例を制定するものでございます。

なお、本基金を廃止いたしましても、平成27年度から5か年間の事業、現在2年目でございますが、事業として地域防災力向上総合支援補助金を活用し、防災用備品等の整備に取り組んでおり、今後も計画的に進めて参りたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第3号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は、1億55万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億210万3,000円とするものです。主な内容について、歳出からご説明いたします。全面的な補正といたしまして、人件費につきましては本年度の人事異動に伴うものでございます。人件費以外の補正につきましてご説明いたします。

2款1項2目文書広報費につきましては、J-A L E R T、全国瞬時警報システムの非常用バッテリーの耐用年数が近づき、不測の事態に対応出来ない場合もあるため、交換するものでございます。

2款1項6目企画費の報償費は、スマートウェルネスタウン拠点形成事業の事業者選定委員及び総合運動公園指定管理者選定委員に対する謝礼でございます。印刷製本費は小湊鉄道株式会社の睦沢町専用バス回数券の在庫が不足となったため、新たに2,000冊作成するものです。瑞沢地区地域活性化プロジェクト業務委託料は、地区懇談会でお話のありました瑞沢地区の魅力となる取り組みについて住民自らが何が出来るか、何をしたいか話し合い、そのアイデアを実行に移すために必要なことを支援するものでございます。研修負担金は、健幸長寿のまちづくり推進のため、研修会へ参加するためのものでございます。

なお、3款1項1目社会福祉総務費、4款1項1目保健衛生総務費にも同様の計上をいたしました。大上区民センター、妙楽寺区民センター、寺崎南部地区集会施設に係る補助金は、施設の老朽化等に伴う修繕工事に対するものでございます。地デジ改修等工事は、上市場関戸線の道路改良工事に伴う東電柱の移設に係るケーブル等の架け替えやギャップファイラー送信アンテナの移設工事でございます。

2款5項1目統計調査総務費の消耗品費及び郵送料は、国の委託統計調査事務における委託費が確定したため、実績に基づき補正するものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費の臨時雇上賃金及び費用弁償は、職員が出産による特別休暇に入るため、臨時職員を雇用するための補正でございます。なお、7款1項1目土木総務費にも同様の計上をいたしました。

国民健康保険特別会計繰出金は人件費に係る繰出でございます。

3款1項2目老人福祉費の償還金は、低所得者保険料軽減分の平成27年度精算に伴う国・県への償還でございます。介護保険特別会計繰出金は、人件費に係る繰出でございます。

4款1項3目環境衛生費の需用費は、県支出金の首都圏遊歩道管理委託金の増額に伴い、清掃用具の購入やトイレの電気関係修繕に充当するものでございます。

5款1項2目農業総務費の農業集落排水事業特別会計繰出金は、人件費に係る繰出でございます。

5款1項3目農業振興費の機械器具費は、道の駅つどいの郷むつざわの精米機が故障し、修繕が出来ないため更新するものでございます。

7款2項道路橋梁費につきましては、社会資本整備総合交付金が当初予定していた配分額より大幅に増額され交付決定があったことから、次年度以降予定していた事業を一部前倒しで実施するために補正するものでございます。

また、2目の238号線につきましては、寺崎地先の古民家を携帯ゲームソフトの開発企業が購入し、住民との交流の場としても活用したいとの意向もございました。このようなことから、寺崎区長、北山田区長の了解をいただき、住宅までの135メートルについて現道舗装を実施するものでございます。なお、本企業のオーナーより7月に500万円のふるさと納税があったことを申し添えさせていただきます。

7款5項1目住宅管理費は、町営住宅入居者の退去に伴い、空き家となった2棟、戸建の長屋でございますが、解体工事に係る経費を計上するものでございます。

9款2項1目学校管理費の実施設計委託料は、当初土睦小学校校舎のみの設計を予定しておりましたが、先に睦沢町立小学校再編準備協議会から第1回目の報告の提出があり、施設整備について体育館の改修及び補強等の要望があったため教育委員会で検討し、本年度予定していた土小体育館照明固定工事を先送りし、体育館分を含めて実施設計を行うものでございます。

また、コンクリート強度調査業務委託料は、再編後の土睦小学校校舎等の使用に当たり、

先程と同様に報告書においてコンクリートの耐久調査を求める要望がありました。教育委員会といたしましては、これらの建物については耐震診断を行っていますが、改めて調査を実施するものでございます。

特殊建築物定期報告業務委託は、実績により減額するものでございます。

9款4項1目こども園管理費の管外保育委託料は、当初陸沢こども園に4月より入所予定であった園児が、保護者の勤務地等の利便性から町外の保育施設に入園したことによるものでございます。

機械器具費は、現在園児・児童を送迎しているスクールバスの老朽化が激しく、運行に支障をきたすおそれがあるため、安全性を考慮し更新するものでございます。なお、更新後のバスは、製造期間の関係で平成29年度からの運行を予定しておりますが、制度上乘車対象は園児のみとなりますことから、現在2台で運行しておりますスクールバスに、不足が生じることとなります。このため、平成29年度から公民館の小型バスとスクールバスを併用することで検討をしております。

10款1項1目農地農業用施設災害復旧費及び10款2項1目道路災害復旧費は、8月16日から22日にかけての台風7号・9号、及び豪雨の影響による土砂崩落や倒木等に係る復旧作業によるものでございます。

歳入につきましては、国県支出金、教育施設整備基金繰入金及び町債の土木施設整備事業債は、事業実施に伴う特定財源でございます。繰入金の国民健康保険特別会計と介護保険特別会計は、平成27年度精算に伴うものであり、一般財源につきましては普通交付税を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第4号 平成28年度陸沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、1,278万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ12億4,149万9,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

歳出について、1款総務費は、人事異動に伴う給料及び職員手当等で219万円の増額、平成30年度に予定している国民健康保険の広域化に向けた国保事業費納付金等算定標準システムのデータ抽出機能追加のため、国民健康保険システム改修委託料として54万円の増額、8款保健事業費は、保健事業業務委託料として61万4,000円の増額、10款諸支出金は、平成27

年度国民健康保険療養給付費等負担金の精算に伴う償還金と平成27年度職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金の精算による一般会計への繰出金、合わせて943万9,000円を追加いたしました。

この歳入財源につきましては、3款国庫支出金、9款繰入金及び10款繰越金を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第5号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、9万3,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,273万4,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

歳出について、1款総務費で人事異動に伴う給料及び職員手当等、9万3,000円を減額いたしました。この歳入財源につきましては、6款繰入金を減額いたしました。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は1,778万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億6,060万6,000円といたしました。

主な内容についてご説明いたします。

歳出について、1款総務費は職員の人事異動に伴い22万3,000円を追加し、5款諸支出金は、前年度の精算に伴い国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金1,275万8,000円、及び一般会計への繰出金として480万6,000円をそれぞれ追加いたしました。この歳入財源につきましては、9款繰入金、10款繰越金をそれぞれ充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました議案第1号 睦沢町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第6号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの6議案に関する審議は、議会運営委員会で決定のとおり、本日はこれにとどめ、質疑

等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までの6議案に関する質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

---

### ◎認定第1号の上程、説明、審査報告

○議長(市原重光君) 日程第10、認定第1号 平成27年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 平成27年度睦沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、かずさ有機センター特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず、平成27年度普通会計の決算状況などから見ました本町の財政状況について申し上げます。

財政状況を示す指数のうち、経常収支比率は85.5%で、前年度比1.0ポイント減少しております。主な理由といたしましては、過去に借り入れた起債の償還が終了したことによる公債費の減少等によるものです。健全化判断比率につきましては、実質公債費比率で1.4ポイント、将来負担比率で12.3ポイントそれぞれ向上しております。

財政調整積立基金につきましては、平成27年度7,844万6,900円の積み立てを行ったことにより、年度末残高は前年度比8.56%増の9億9,472万8,553円となりました。

また、町地方債残高は、一般会計、特別会計を合わせると32億1,972万7,800円となり、これに債務負担行為に係る1億6,156万4,227円を加えると、町全体の債務は33億8,129万2,027円となりますが、前年度比2.10%の減となりました。

このような財務指標などは改善が図られてきていますが、依然として自主財源が減少傾向にあり、依存財源に頼らざるを得ない財政状況を考えると財政基盤が安定しているとはいえない状況にあると考えます。

このようなことから、引き続き限られた財源の中で選択と集中により、住民福祉向上に向け取り組んで参ります。

以上、財政状況について述べさせていただきました。

続いて、会計別に決算の概要をご説明いたします。

最初に、一般会計決算についてご説明いたします。

決算規模は、歳入総額37億680万9,159円、歳出総額34億9,519万3,987円となり、形式収支は2億1,161万5,172円となりました。また、繰越明許費の承認をいただいたセキュリティー強化対策事業、地方創生加速化事業、戸籍住民基本台帳事務、臨時福祉給付金、これは簡素な給付措置。給付事業、コミュニティプラント施設管理事務、町単独道路改良事業を合わせて1億8,181万6,000円は翌年度へ繰り越ししました。

よって、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源4,810万円を控除した実質収支は、1億6,351万5,172円となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額38億8,141万1円に対し、収入済額は37億680万9,159円、収入割合は95.5%であります。

不納欠損額は、町税で429万4,409円を処分いたしました。

収入未済額1億7,030万6,433円は、町税の町民税、固定資産税、軽自動車税及び使用料、国庫支出金並びに諸収入であり、国庫支出金については平成28年度への繰越財源です。

町税は7億728万1,736円で、1,994万439円の減、前年度比97.26%、歳入総額に占める構成比は19.08%でした。徴収率は、休日徴収及び夜間徴収や茂原県税事務所との共同催告に加え、税務班全体による3班体制での集中的な臨戸訪問等により、93.24%と前年度比0.32ポイント増加いたしました。減収となった主な要因は、給与所得者・農業所得者の所得減による個人町民税所得割の減少、固定資産税では評価替え、状況類似地域の見直しによるものです。引き続き徴収率の向上により財源確保に努めて参ります。

地方交付税は12億7,739万3,000円で3,806万9,000円の増、前年度比103.07%となりました。また、歳入に対する構成比は34.46%と、前年度比2.02ポイント増加しました。

国庫支出金は、総務費でむつぎわスマートウェルネスタウン実施計画策定、拠点調査等に

充当された地域住民生活等緊急支援のための交付金、社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修等に充当された社会保障・税番号制度システム整備費補助金、民生費で身体障害者福祉費負担金や児童手当負担金、消費税引き上げによる影響を緩和するための臨時福祉給付金給付事業補助金、農林水産業費で鳥獣被害防止総合交付金、湛水防除施設、金久保第一、第二、第三の機能診断に充当した農地水利施設保全合理化事業補助金、地域資源の適切な保全管理の推進のための多面的機能支払交付金、土木費で町道山田谷芝原線の舗装補修、上市場関戸線の改良工事や富貴楽橋の橋梁維持工事等に係る社会資本整備総合交付金、地籍調査事業補助金などが主なものです。

財産収入は、パークサイドタウン等分譲地の売却収入が主なものです。平成27年度は全12区画中3区画が売却となりました。

寄附金は、ふるさと納税の6,499件分とその他5件です。

繰入金は、東日本大震災復興基金を自主防災組織の機能強化のための資機材購入等に充当するため繰り入れましたが、財政調整積立基金からの繰り入れが今年度はなかったことにより、前年度比41.31%となりました。

諸収入の主なものは、株式会社合同資源との協定による道路改良工事負担金、長生郡市広域市町村圏組合負担金還付金、水道事業本復旧工事負担金、後期高齢者医療給付費負担金還付金、千葉県市町村振興協会交付金です。

町債は、臨時財政対策債の他、社会資本整備総合交付金を充当する工事等に係る土木施設整備事業債、汚水処理施設修繕工事詳細設計業務に係る前払い部分に一般廃棄物処理事業債の借り入れを行ったことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額37億5,409万1,000円に対し、34億9,519万3,987円の支出で、93.10%の執行率となりました。予算現額から繰越明許費1億8,181万6,000円を差し引いた執行率は、97.84%となります。

主たる事業について、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた四つの政策分野と、その他の取り組みの実施状況を中心にご説明いたします。

政策分野1「睦沢で暮らし続けることのできる安定した雇用を創出する」の次世代につながる活力ある農業の再生と活性化ですが、農産品等を提供するふるさと納税の返礼品の品数を増やし、農産品等のPRを促進し、寄附件数6,499件となりました。

また、農村環境保全として多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支払交付金

事業を活用し、農業が有する多面的機能が十分発揮出来るよう地域共同による地域資源の保全や、老朽化が進む農業用水路等の施設改修を行うとともに、かずさ有機センターのたい肥の活用により循環型農業の推進を継続しました。

農業と道の駅の連携による持続可能な生産・販売体制づくりでは、新たな農作物の生産を目的とした農産物講演会や地元農産物を使った加工品研修会を実施しました。

政策分野2「睦沢への新しいひとの流れをつくる」の若い世代が暮らしたい・暮らし続けられる住民環境の創出では、若者世代が本町に住むための土地や住宅の取得補助金や、賃貸住宅の家賃補助金を交付し、経済的負担の軽減を図り定住の促進につなげました。

スポーツレクリエーションや豊かな自然を活かした観光・交流人口の拡大では、健幸長寿のまちづくり、睦沢町に人の流れを作る取り組みの一環として、シドニーオリンピック金メダリスト高橋尚子さんを招致し、広域的なスポーツ交流大会である健幸むつざわロードレース大会を実施し、町外の来町者を増やすとともに、町民の健康への啓発と生涯スポーツの推進を図りました。

政策分野3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の安心して出産・育児が出来る環境づくりでは、若い世代が安心して子育てが出来るよう、子ども医療費の助成や育児に必要な情報の提供と、保健師等による育児相談及び訪問指導の充実を図り、育児支援に努めました。また、子供が病気で集団保育が困難な期間、一時的に子供を預けることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援出来るよう病児・病後児保育を利用した保護者に助成金を交付するとともに、不妊治療に要する医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図りました。

仕事と子育てが両立出来る環境づくりでは、こども園において時間外保育や一時保育の実施により、多様化する保護者のニーズに対応するよう努めるとともに、待機児童ゼロを継続しました。特別支援教育事業では、一人一人の発達を的確に把握するため、専門機関と連携をし、個別の支援計画を作成し、特別支援教育支援員によるきめ細やかな個別指導を実施しました。

政策分野4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の小さな拠点形成、コンパクトビレッジ・プラス・ネットワークの構築では、むつざわスマートウェルネスタウン拠点整備事業として、今後事業を計画的かつ円滑に進めるために必要となる事業の方向性と、事業内容を整理した実施計画を策定しました。また、今後の事業推進に向けた測量調査や不動産鑑定等を実施しました。

少子化に対応した学校教育の適正・活性化と生涯学習の充実では、教育委員会制度の改正により総合教育会議を開催し、教育委員会との円滑な意思疎通を図り、今後の教育施策の基本となる陸沢町教育大綱及び陸沢町教育振興基本計画を策定しました。

また、子供たちのよりよい教育環境の実現に当たり、陸沢町立小学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定し、小学校再編に向けた取り組みを始めました。学校給食においては、土睦小学校給食棟を活用した親子方式により、土睦小学校と陸沢中学校の調理等業務を委託し、給食全体の質の向上を図りつつ経費の削減にもつながりました。学校施設に関しては、陸沢中学校の技術家庭科棟について、耐震診断により改修が必要であったため、耐震改修工事を実施し、安全な教育環境整備を図りました。

生涯学習体制の確立と学習機会の拡充の一環では、家庭学習の習慣化と基礎学力の向上を目的としてアフタースクールを継続し、学習活動の支援を行うとともに、日本語検定、漢字検定について、公民館施設を準会場として活用し、学習の機会拡充に努めました。

誰もが健康で幸せに暮らし続けることの出来る健幸まちづくりの推進では、むつざわ健幸ウォークとして、子供から大人まで手軽に出来る、歩くことで生活習慣病の予防等、町民の健康づくりへの取り組みを支援しました。また、メタボリックシンドロームや生活習慣病を予防し、病気の早期発見、早期治療を促すことを目的とした特定健康診査を実施し、受診結果に基づく保健指導及び栄養指導を実施しました。

安全・安心な暮らしを守る持続可能なまちづくりの推進では、自主防災組織の機能強化を図ることや、避難所等の整備など地域防災力の向上に資するため、県の地域防災力向上総合支援補助金を活用し、防災・災害用の備品の充実を図りました。

以上、四つの政策分野の他、「町を支える施策を総合的に展開する」の安全・安心で暮らしやすい町をつくるでは、地籍調査について、前年度一筆調査を行った大上Ⅱ地区の地籍図と地籍簿の作成、及び妙楽寺Ⅰ地区では境界立ち会いなどの現地調査を実施しました。

社会資本整備総合交付金を充当して実施した工事につきましては、老朽化が著しい路線の舗装補修、地域住民等の利便性の向上や安全性を確保するため、現道の拡幅、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁維持工事を実施しました。同じく社会資本整備総合交付金を充当して実施した住宅助成事業では、リフォーム経費の一部を補助することで居住環境の向上と地域経済の活性化を図りました。

地域で支え合う健康福祉のまちをつくるでは、各種ガン検診について、対象者への受診勧奨を強化したことにより、受診率の向上とともに、早期発見、早期治療につなげました。

また、75歳以上を対象とした後期高齢者健康診査では、かかりつけ医でも受診出来るよう個別健診を実施し、検査項目も充実し受診しやすい体制を整備しました。

交通手段の施策として、福祉タクシーの利用券を配布し、民間のタクシー及び介護タクシーの利用に助成し、高齢者の外出の機会と生活支援の向上を図るとともに、妊産婦の子育て支援を図りました。

水と緑の自然輝く快適な環境をつくるでは、コミュニティプラント施設管理として、むつみニュータウンや榊団地、大上団地の污水管修繕工事、維持管理業務を実施しました。

効率・効果的な行政運営の実施では、行政改革の推進について人事評価制度の導入のため、試行として評価方法に関する講習等を含め実施しました。また、3級と5級の職員を対象に昇任試験を実施し、職員の意欲の向上と人事登用の明確化を図りました。引き続き実施し、効率的な人事管理と職員の意識改革を進めて参ります。

以上が、一般会計決算の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

平成27年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,353世帯、被保険者数2,397人、対前年度では世帯数は19世帯減少し、被保険者数は56人の減となりました。

歳入総額13億4,396万1,022円に対し、歳出総額12億8,562万4,305円で、差し引き5,833万6,717円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額14億713万1,497円に対し、収入済額は13億4,396万1,022円、収入割合は95.51%であります。

1款国民健康保険税は、調定額2億7,508万7,738円に対し、収入済額は2億1,191万7,263円、収納割合は77.04%であります。収納額は前年度と比べ969万6,426円の減となりました。

現年課税分の収納率では93.34%となり、前年度比0.50ポイント増となりました。また、不納欠損額として452万9,538円処分し、保険税での収入未済額は5,864万937円となりました。

3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金及び6款県支出金は、一般被保険者及び退職被保険者等の保険給付に係るもので、合わせて6億9,178万846円です。

7款共同事業交付金は、2億6,814万8,056円で高額医療費の実績に基づき、千葉県国民健康保険団体連合会から交付をされました。

9款繰入金は、低所得者対策である基盤安定繰入金、財政調整積立基金からの繰入金、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金、合わせて1億2,287万

8,093円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額12億9,687万7,000円に対し、12億8,562万4,305円の支出で99.13%の執行率となりました。

1款総務費は、国保会計の管理運営に関する事務経費で、国民健康保険事業担当職員2名分の人件費の他、電算事務委託料等で2,238万9,508円を支出いたしました。

2款保険給付費は、被保険者に係る療養の給付費等で、医科・歯科・調剤など保険診療による給付費及び葬祭費、出産育児一時金を合わせて7億8,613万4,109円を支出いたしました。主に一般被保険者の入院や外来などが増額となったことにより、全体で対前年度比109.87%となっております。

3款後期高齢者支援金等は、1億4,136万35円で後期高齢者医療制度を支援するため、被保険者数に応じて支出をいたしました。

6款介護納付金は、5,751万6,807円で介護保険の給付費を賄うための納付金として、40から64歳の第2号被保険者数に応じて支出しました。3款から6款については、平成27年度の伸び率を勘案した被保険者数に応じた概算分と、平成25年度の額確定に伴う精算分を合わせて支出いたしました。

7款共同事業拠出金は、2億2,880万5,561円で県内市町村国保財政の安定化及び保険料の平準化を図るため、高額医療費の3年平均実績に応じて拠出いたしました。

8款保健事業費は、1,712万8,093円で特定健康診査及び特定保健指導の他、人間ドックの助成を実施いたしました。

9款基金積立金は、財政調整積立基金への積み立てで2,300万円、10款諸支出金は、保険給付費及び特定健診事業等に係る過年度分の精算に伴う国県支出金の返還金及び一般会計繰出金等で918万2,801円です。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

本会計は、農業集落排水事業による施設の維持管理、並びに合併浄化槽の設置や維持管理を行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川等の水質浄化に努めております。このうち農業集落排水処理施設は、久保地区、北部地区を合わせて138戸が供用しております。

また、特定地域生活排水処理施設では、町が設置したもの269基と、個人が設置して町に

管理移管された43基を合わせた312基を維持管理しました。

歳入総額6,103万8,711円に対し、歳出5,864万3,436円で、差し引き239万5,275円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額6,106万4,631円に対し、収入済額は6,103万8,711円、収入割合は99.96%となりました。

1款分担金及び負担金では、分担金として特定地域生活排水処理事業合併処理浄化槽12基分390万円、2款使用料及び手数料では、使用料として農業集落排水汚水処理施設及び特定地域生活排水処理施設を合わせ1,744万5,726円、3款国庫支出金及び4款県支出金は、合併処理浄化槽の設置及び転換補助に係るもので、合わせて428万2,000円です。

6款繰入金は、施設の維持管理、町債の償還及び職員給与費等に係る一般会計からの繰入金で2,700万円となりました。

7款繰越金は、前年度からの繰越金で308万3,126円、9款町債は合併処理浄化槽設置工事に係る借り入れで、530万円となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額6,175万7,000円に対し、5,864万3,436円の支出で、94.96%の執行率となりました。

1款総務費は職員1人分の人件費及び総合事務組合等の負担金等です。

2款農業集落排水事業費は、957万904円で久保地区及び北部地区集落排水施設の管理費で、光熱水費や修繕料及び浄化槽の管理委託料等となります。

3款特定地域生活排水処理事業費は、1項施設管理費では合併処理浄化槽312基分の法定検査に係る手数料や引き抜き、汚泥の処理料等で、2項事業費で、新設合併処理浄化槽12基分の工事に係るもので、合わせて2,117万1,440円となりました。

4款公債費は、2,092万9,244円で事業実施に伴う下水道事業債の償還における元金及び利子分です。

以上が、農業集落排水事業特別会計決算の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることとともに、いつまでも元気に自立した生活を送れることを支援するため、40歳以上の方が被保険者となり、保険料を財源とし福祉サービスに係る給付を行いました。

平成28年3月末の被保険者数は第1号被保険者が2,665人、第2号被保険者が2,364人で、介護認定者数は要支援認定者が97人、要介護認定者が299人、合わせて396人で、前年度と比較し1人の増となりました。

また、介護予防と介護サービスを合わせた利用者数は、在宅が257人、地域密着型が13人、施設が81人の合計351人で、前年度と同数となり、利用率は88.64%で0.22ポイントの減となりました。

歳入総額7億3,625万4,833円に対し、歳出総額7億312万2,310円で、差し引き3,313万2,523円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額7億3,962万8,183円に対し、収入済額は7億3,625万4,833円、収入割合は99.54%であります。

1款保険料は、調定額1億6,201万8,150円に対し、収入済額は1億5,864万4,800円、収納割合は97.92%であります。収納額は前年度と比べ2,610万6,350円の増となりました。

増額の要因といたしましては、平成27年度より第6期介護保険事業計画が始まり、介護保険料の見直しを行ったことによるものです。

現年度分の収納率は99.42%となり、前年度比0.28ポイントの増となりました。また、不納欠損額として3万9,600円処分し、保険料での収入未済額は333万3,750円となりました。

2款分担金及び負担金は、各予防事業等の参加者負担金70万1,550円で、4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るもので、合わせて4億4,889万8,518円です。

9款1項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業並びに、職員給与費等に係る一般会計からの繰入金と基金からの繰り入れを合わせた1億1,409万8,000円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額7億3,146万7,000円に対し、7億312万円2,310円の支出で、96.12%の執行率となりました。

1款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費等で2,653万5,634円です。

2款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で6億5,146万4,633円です。

なお、各介護保険サービス給付費等は、次表のとおりです。

3款地域支援事業は、二次予防者及び一次予防者の介護予防事業、並びに総合相談業務、

訪問などの包括的支援事業等で1,140万8,628円です。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金への元金利子の積み立てで625万8,814円、5款諸支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う、国庫支出金の返還金及び一般会計繰出金等で745万4,601円です。

以上が、介護保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、かずさ有機センター特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、かずさ有機センターが販売するたい肥の収入や施設使用料、そして運営に係る人件費や施設等の維持管理に要する経費等であります。

歳入総額2,501万2,975円に対し、歳出総額は1,967万19円で、差し引き534万2,956円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額2,501万2,975円に対し、全ての項目において収入済額は同額となり収入割合は100%であります。

1款事業収入は、たい肥の販売によるもので調定額901万6,903円に対し、同額の収入済額であり、計約1,988トン販売いたしました。

2款分担金及び負担金、5款繰入金は、一宮町・睦沢町両町の協定に基づく頭数の按分によるもので、一宮町からの負担金が407万5,000円、睦沢町の繰入金が454万5,000円で、かずさ有機センター施設等整備基金繰入金を合わせて1,026万円となりました。

3款使用料及び手数料は、酪農家8戸、193頭の糞尿1,951トン分の処理に伴う施設使用料で、調定額337万3,640円に対し、同額の収入済額でありました。6款繰越金は前年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、予算現額507万7,000円に対し、501万2,719円の支出で、98.73%の執行率となりました。内容といたしましては、かずさ有機センターの事務職員人件費230万7,000円とかずさ有機センター施設等整備基金への積立金236万2,432円等であります。

2款事業費は、予算現額1,835万6,000円に対し、1,465万7,300円の支出で、79.85%の執行率となりました。内容といたしましては、かずさ有機センターの運営に要する経費で、平成27年度は新たな備品購入もなく、前年度に比べ事業費が減額となりました。

以上が、かずさ有機センター特別会計決算の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

平成27年度における後期高齢者医療の被保険者数は、年度末で1,286人、前年度に比べ29人の増となりました。

歳入総額7,476万8,030円に対し、歳出総額7,444万8,033円で、差し引き31万9,997円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額7,490万8,230円に対し、収入済額は7,476万8,030円、収入割合は99.81%であります。

主な歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて4,443万8,700円です。

平成27年度の保険料につきましては、前年度に引き続き、所得の低い被保険者への負担軽減措置として、保険料の均等割額を世帯の所得に応じ、9割、8.5割、5割、2割の軽減がそれぞれ行われ、また所得割につきましては、所得金額58万円以下の被保険者に対し5割の軽減が行われました。

保険料の収納状況につきましては、普通徴収保険料の収納率が98.66%で、14万2,200円が収入未済額となっております。

3款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金と、保険基盤安定繰入金を合わせて2,861万7,787円です。

5款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助に係る交付金及び保険料賦課徴収票作成業務委託交付金が主なもので、135万3,333円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額7,489万円に対し、7,444万8,033円の支出で99.41%の執行率となりました。

1款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費で787万2,289円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金で6,527万387円です。

3款保健事業費は、人間ドックの補助金23名分で108万7,347円です。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

平成27年度一般会計並びに5特別会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長等からご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、決算の内容について、会計管理者の説明を求めます。

白井会計管理者。

○会計管理者（白井 実君） それでは、お手元に平成27年度睦沢町会計別決算総括表という用紙が行っているかと思いますが、その1ページ目、平成27年度睦沢町会計別決算総括表を朗読をもって報告にかえさせていただきます。よろしいでしょうか。A3の紙で。

よろしいでしょうか。それでは、1、歳入でございますけれども、会計別当初予算額、補正予算額、繰越財源充当額、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する割合、調定額に対する割合、不納欠損額、収入未済額の順に朗読をいたします。

まず一般会計、34億2,800万円、1億9,959万円、1億2,650万1,000円、37億5,409万1,000円、38億8,141万1円、37億680万9,159円、98.74%、95.50%、429万4,409円、1億7,030万6,433円。

国民健康保険特別会計、11億8,688万7,000円、1億999万円、ゼロ、12億9,687万7,000円、14億713万1,497円、13億4,396万1,022円、103.63%、95.51%、452万9,538円、5,864万937円。

農業集落排水事業特別会計、8,948万7,000円、減の2,773万円、ゼロ、6,175万7,000円、6,106万4,631円、6,103万8,711円、98.84%、99.96%、ゼロ、2万5,920円。

介護保険特別会計、7億8,641万円、減の5,494万3,000円、ゼロ、7億3,146万7,000円、7億3,962万8,183円、7億3,625万4,833円、100.65%、99.54%、3万9,600円、333万3,750円。

かずさ有機センター特別会計、1,953万1,000円、400万2,000円、ゼロ、2,353万3,000円、2,501万2,975円、2,501万2,975円、106.29%、100.00%、ゼロ、ゼロ。

後期高齢者医療特別会計、7,451万3,000円、37万7,000円、ゼロ、7,489万円、7,490万8,230円、7,476万8,030円、99.84%、99.81%、ゼロ、14万200円。

合計、55億8,482万8,000円、2億3,128万6,000円、1億2,650万1,000円、59億4,261万5,000円、61億8,915万5,517円、59億4,784万4,730円、100.09%、96.10%、886万3,547円、2億3,244万7,240円。

次に歳出でございますが、当初予算額、補正予算額、繰越事業費繰越額、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に朗読をいたします。

まず一般会計です。34億2,800万円、1億9,959万円、1億2,650万1,000円、37億5,409万

1,000円、34億9,519万3,987円、93.10%、1億8,181万6,000円、7,708万1,013円、2億1,161万5,172円。

国民健康保険特別会計、11億8,688万7,000円、1億999万円、ゼロ、12億9,687万7,000円、12億8,562万4,305円、99.13%、ゼロ、1,125万2,695円、5,833万6,717円。

農業集落排水事業特別会計、8,948万7,000円、減の2,773万円、ゼロ、6,175万7,000円、5,864万3,436円、94.96%、ゼロ、311万3,564円、239万5,275円。

介護保険特別会計、7億8,641万円、減の5,494万3,000円、ゼロ、7億3,146万7,000円、7億312万2,310円、96.12%、ゼロ、2,834万4,690円、3,313万2,523円。

かずさ有機センター特別会計、1,953万1,000円、400万2,000円、ゼロ、2,353万3,000円、1,967万19円、83.58%、ゼロ、386万2,981円、534万2,956円。

後期高齢者医療特別会計、7,451万3,000円、37万7,000円、ゼロ、7,489万円、7,444万8,033円、99.41%、ゼロ、44万1,967円、31万9,997円。

合計、55億8,482万8,000円、2億3,128万6,000円、1億2,650万1,000円、59億4,261万5,000円、56億3,670万2,090円、94.85%、1億8,181万6,000円、1億2,409万6,910円、3億1,114万2,640円。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より決算審査の報告をお願いします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） 監査委員の生田でございます。私のほうから監査の報告をさせていただきます。

お手元の平成27年度睦沢町各会計決算審査意見書をご覧をいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、初めに2ページをお開きください。

まず、審査の概要でございます。

審査の対象は、ここに記載の一般会計以下6会計につきまして審査をいたしました。

次に、審査の時期は、去る8月3日及び4日の2日間にわたりまして実施いたしました。

なお、本意見書は8月23日付で市原町長に提出しております。

審査の場所は、3に記載のとおりであります。

次に、審査の方法でございますが、町長から審査に付された各会計、歳入歳出決算書、歳

入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、次に記載の①から⑥に掲げる事項に主眼を置いて審査をいたしました。

次に、3ページをご覧ください。

審査の結果でございます。

審査に付された一般会計を始めとする6会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等につきましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑応答を重ねて審査いたしました。

この結果、書類等は関係法令に準拠して作成されており、計数も関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認められました。また、各基金及び財産等につきましては、出捐金証書、出資証券、預金通帳等を始め、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認められました。さらに、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われたものと認められました。

次に、総括であります、(1)の決算規模及び9ページに記載の(2)の予算の執行状況につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者から説明がありましたので、私のほうから説明は省略をさせていただきます。

なお、各会計の歳入歳出の対前年度との比較及びその増減の主な要因等を、それぞれ各会計の後段に記載しております。ご参考くださいませ。

12ページをお開きください。

上段の(3)、財政の構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合はここにお示しのとおり、依存財源の比率が前年度と比較いたしまして1.16ポイントの減、66.53%となっております。その内容は、地域住民生活等緊急支援交付金が新設されたものの、社会資本整備総合交付金及び再生可能エネルギー等導入促進基金事業補助金などの各種補助事業の完了に伴い、国及び県支出金の減により、前年度と比較してトータルで減少しております。

一方、自主財源の1.16ポイント増の内容は、ふるさと納税による寄附金や、若者定住施策のパークサイドタウンの土地売却収入などが増額の主な要因であります。

12ページ後段をご覧ください。

2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比は次のページ、13ページ上段にお示しのとおりです。その内容ですが、経常的収入の構成比が前年度に比べ4.39ポイント、3年ぶりの増となっております。

また、収入金額で見ますと、前年度比経常的収入は8,470万3,000円の増。一方、臨時的収入は2億658万9,000円と、大幅に減少しております。その主な内容は、経常的収入では地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税などが増加したものの、町税は減少しております。また、臨時的収入では国及び県支出金や諸収入などの減によるものでございます。一方、寄附金が大幅に増となっております。

次に、財政分析について申し上げます。

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望に対応出来る弾力性を有していることです。この財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は、中段にお示しのとおりであります。

1点目の財政力指数は、1に近いほど地方交付税算定上の留保財源が大きいとされています。本年度は前年度と同様に0.40となっております。この指数は、ここ数年横ばいの傾向にあり、引き続き改善が必要です。

14ページをお開きください。

2点目の経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標でございます。この比率が低い団体ほど、財政に弾力性があると言われております。町村にあっては70%程度が望ましいとされています。本年度は85.5%で、前年度と比較して1.0ポイント改善したものの依然として80%を超えており、財政状況は硬直した状態にあると言えます。今後、大規模事業実施に伴う公債費や債務負担を始め、社会保障費の増加が見込まれることから、引き続きの改善が必要と考えております。

3点目の経常一般財源比率は、歳入構造の弾力性を判断する指標であり、本年度は96.1%、前年度と比較いたしまして0.6ポイント改善されたものの、経常一般財源に占める地方税の割合が年々減少しており、地方交付税や各種交付金に依存している状況にあります。ただいま申し上げたとおり、経常収支比率及び経常一般財源比率ともに若干改善しつつあるものの、根本的な財政構造の改善とは言えず、今後とも健全財政に向けた努力をお願いいたします。

4点目の人件費比率は、経常収支比率のうち人件費の占める割合であり、本年度は31.7%で、前年度と比較して0.9ポイント下回っております。なお、人件費の総額は前年度比312万4,000円の減で、上記の表のとおりであります。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

特に指摘すべき事項はございませんが、総括的意見として2点申し上げます。

その1点目でございますが、各担当課とも現下の厳しい財政状況を認識し、予算の選択と

集中により様々な工夫をするなど、適正なる予算執行がなされていきました。一方、職員が減少する中、新規事業の計画・実施など業務量の増加が予想され、職員の健康管理や定数の適正化についても十分な配慮が必要であると考えています。

2点目は、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図るための公共施設マネジメントを早急に策定されることを望みます。

なお、16ページから20ページに別表をおつけしておりますが、後ほどご覧をいただきたいと思えます。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

提案理由説明及び決算内容の説明並びに決算審査報告が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取り扱いについてお諮りをいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置しこれに審査を付託し、閉会中の継続審査としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置しこれに審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、お諮りをいたします。

認定第1号に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、この認定第1号に関する総括質疑等は後日の日程とすることに決定いたしました。

---

### ◎報告第1号～報告第3号の上程、報告

○議長（市原重光君） 日程第11、報告第1号 平成27年度睦沢町健全化判断比率についてと、

日程第12、報告第2号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、並びに平成27年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況についての3件の報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

報告第1号 平成27年度睦沢町健全化判断比率について、報告第2号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、並びに報告第3号 平成27年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況についての報告を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 報告第1号、報告第2号 平成27年度睦沢町健全化判断比率について、及び平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、一括して報告させていただきます。

財政健全化法では、決算をもとに、地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し公表することとなっておりますので、本定例会の日程の中でご報告させていただきます。

初めに、報告第1号の健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ともに該当いたしませんでした。

実質公債費比率については6.8%で、前年度より1.4ポイント向上しております。その主な要因は、償還額のうち町一般会計の地方債元利償還金の減少等によるものです。

将来負担比率につきましても17.2%で、前年度より12.3ポイント向上しております。その主な要因は、町の地方債の借入残高及び退職手当の支給予定額が減少したことによるものです。

次に、報告第2号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について報告いたします。

こちらは公営企業に関するものであり、本町の公営企業は農業集落排水事業特別会計がこれに当たりますが、算定の結果、資金不足は生じていないという結果になりました。

以上のとおり、各指標とも基準値の範囲内ではありますが、決算の内容を見ますと、依然として厳しい財政状況であることから、今後とも一層の健全財政に向けて取り組んで参りたいと考えております。

報告第3号 平成27年度睦沢町奨学資金貸付基金運用状況について報告させていただきます。

奨学資金貸付基金の運用状況においては、監査員の意見書をつけて議会に提出することとなっておりますので、ご報告させていただきます。

平成27年度睦沢町奨学資金貸付基金の総額は、2,089万8,434円で新たな貸し付けはなく、貸し付け中のものが年度当初5人おり、返済額は12万6,300円でありました。

最近の利用実績に関しては、平成24年度より新たな申し込みがない状況であります。その要因の一つとして、平成22年度から始まった高校授業料無償化制度の影響があると思われませんが、奨学資金貸し付けの制度についても、現状にそぐわないことも考えられますことから、奨学資金貸し付けの有効活用に向け、各種貸付制度や近隣市町村の取り組みを参考にし、利用促進に向け検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より財政健全化審査及び経営健全化審査、並びに奨学資金貸付基金運用状況審査の報告をお願いいたします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） それでは、お手元の資料、平成27年度財政健全化審査意見書をお開きください。

審査意見書につきまして、ご報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度財政健全化審査を去る8月3日に実施いたしました。

初めに、審査の概要について申し上げます。

この財政健全化審査は、町長から審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、健全化判断比率の算定過程において誤りがないか等に主眼を置き審査を実施し、去る8月23日付で意見を付し提出いたしました。

次に2ページ、裏面をお開きください。

審査の結果でございます。平成27年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため、表示はありません。

なお、比率算出の根拠でございますけれども、3ページに参考で記載しておるとおりでご

ざいます。

次に、審査の意見といたしまして、健全化判断比率は上記に記載のとおりであります。また、実質公債費率は1.4ポイント、将来負担比率は12.3ポイント、いずれも前年度と比較して改善しております。併せて国の早期健全化基準を下回っておりますけれども、今後予定される大規模事業の実施による将来負担比率等は増加に転じることが予想されます。今後の事業執行と合わせた財政計画を立て、引き続き健全化に努めていただきたいと思います。

比率の算出根拠は、4ページから5ページに記載のとおりであります。

なお、近年国の動向が著しく変動していることから、国の方針等に十分注意しながら、多様化する町民ニーズに今後とも応えていただきたいと思います。

最後に、是正改善を要する事項について申し上げます。

過年度、平成26年度の財政健全化判断比率の積算誤りについてであります。

これは、平成26年度の将来負担比率で職員の退職金見込額に積算誤り、過大計上等があったとお申し出がありました。この内容は、平成26年度退職者7名分の誤計上と、組合等への派遣職員3名分の計上漏れによるものです。

訂正後の指標は結果として将来負担比率が低くなり、お手元にお示しのとおり33.7%から29.5%と、4.2ポイント改善いたしましたけれども、これは財政の健全化を判断する重要な指標であります。今後は、内部統制の実効性をさらに高めていただいて、組織を挙げて再発防止に取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書につきましてご報告をいたします。

お手元の意見書をご覧くださいませ。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、経営健全化審査を去る8月3日に実施し、8月23日付で意見を付し提出いたしました。

審査の概要は3に記載のとおりです。

次に審査の結果であります。町長から審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次のページ、裏面をお開きください。

次に、審査の意見であります。資金不足が生じていないため、資金不足率も発生していません。しかしながら、一般会計からの繰入金歳入全体の約44.23%を示しており、必ずしも経営状況は良好とは言いがたい状況にあります。今後とも引き続き健全な経営をお願いいたします。

引き続きまして、平成27年度睦沢町奨学資金貸付基金の運用状況審査についてご報告いたします。

別紙の基金運用状況意見書をご覧ください。

地方自治法第241条第5項により、基金の運用状況審査を去る8月4日に実施し、8月23日付で意見を付し提出いたしました。

審査の意見ですが、基金の総額、貸付金返済額、債権残高等の関係帳簿及び証拠書類等は誤記なく、適正であると認めます。

なお、ここ数年、奨学資金の利用実績がないことから、この制度の検証と利用促進策について、検討をいただきたいと考えます。

以上で報告第1号から第3号について説明を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時53分）